

令和8年3月29日執行

上 田 市 長 選 挙

上 田 市 議 会 議 員 一 般 選 挙

候補者のしおり

上田市選挙管理委員会

第1 総括

1 選挙概要	3
2 主な選挙日程	4
3 候補者としての資格	5
4 立候補の禁止と制限等	5
5 事前運動の禁止	6
6 届出書類一覧	7
7 届出書類等の事前審査	9
8 立候補の準備行為	9

第2 立候補の手続き

1 立候補の届出	1 3
2 候補者届出書等の記載上の留意事項	1 4
3 候補者届出書（本人届出）の添付書類	1 6
4 通称の使用	1 6
5 供託	1 7

第3 選挙運動に関する手続き

1 公営物品類の交付	2 1
2 選挙運動概要	2 5
3 選挙事務所の届出	3 4
4 個人演説会の開催	3 4
5 選挙運動用ビラ	3 6
6 選挙運動用ポスター	3 6
7 選挙公報	3 8
8 選挙立会人の届出	4 1

第4 選挙運動費用に関する手続き

1 選挙運動費用の法定制限額と最高支出額の決定	4 5
2 出納責任者の選出と届出	4 5
3 報酬を支給する事務員等の届出	4 6
4 出納責任者の職務	4 9
5 収支報告書の記載と提出	4 9

第5 選挙運動費用の公営

1 選挙公営制度とは	5 5
2 選挙公営の種類	5 5
3 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担	5 6
4 選挙運動用ポスターの作成費の公費負担	5 8
5 選挙運動用ビラの作成費の公費負担	5 9

第6 記載例	6 1
--------	-----

第1 総 括

1 選挙概要

(1) 選挙名	上田市長選挙・上田市議会議員一般選挙
(2) 市議会議員定数	28人
(3) 選挙事由	令和8年4月8日任期満了
(4) 告示日	令和8年3月22日(日)
(5) 選挙期日	令和8年3月29日(日)
(6) 立候補届出期日	令和8年3月22日(日) 午前8時30分から午後5時まで
(7) 立候補届出場所	上田市役所本庁舎5階 大会議室
(8) 選挙人名簿登録日	令和8年3月21日(土)
(9) 選挙権	〔年齢要件〕 日本国民で年齢満18歳以上の者 平成20年3月30日以前に出生した者 〔住所要件〕 令和7年12月21日までに上田市に転入の届出をしている者 で、引き続き市内に住所を有している者 (市外へ転出した者は投票できない)
(10) 被選挙権	日本国民で年齢満25歳以上の者(選挙期日現在) 市議会議員の場合は併せて同選挙の選挙権を有する者
(11) 期日前投票所	〔開設場所〕 8箇所 上田市役所本庁舎、各地域自治センター、アリオ上田 〔開設期間〕 3月23日(月)から3月28日(土) 〔開設時間〕 午前8時30分から午後8時まで (アリオ上田のみ午前10時開始)
(12) 当日投票所	市内88箇所 〔開設時間〕 午前7時から午後8時まで
(13) 開票会場	上田城跡公園体育館 午後9時開票開始予定
(14) ポスター掲示場	市内633箇所
(15) 供託金	市長 … 100万円 市議会議員… 30万円
(16) 供託金没収点	市長 … 有効投票総数×1/10 市議会議員… 有効投票総数÷28×1/10
(17) 法定得票数	市長 … 有効投票総数×1/4 市議会議員… 有効投票総数÷28×1/4

2 主な選挙日程

日 程	事 項	概 要
2月28日(土)	立候補手続きなどに関する説明会	・事前審査の時間予約有
3月11日(水) 3月12日(木)	立候補届出書類等の事前審査	・上田市役所本庁舎5階大会議室 ・午前9時から午後4時まで ・時間予約制
3月22日(日)	立候補届出受付	・上田市役所本庁舎5階大会議室 ・午前8時30分から午後5時まで ※立候補届出の締切後、選挙管理委員会にて、選挙公報と氏名掲示紙の掲載順をくじで決定。
3月24日(火)	公営施設での個人演説会利用開始可能日	・開催日の2日前までに選挙管理委員会へ申請が必要となります。
3月26日(木)	選挙(開票)立会人届出期限	・午後5時締切(選挙管理委員会) ※届出締切後、選挙管理委員会にて立会人をくじで決定します。
3月29日(日)	開票(選挙会)	・上田城跡公園体育館 ・午後9時開票開始予定 ・選挙会終了後、当選人への告知を電話にて行います。 ※告知の電話は開票終了後となるため、3月30日(月)の午前1時30分以降となります。
3月30日(月)	当選人告示	
3月31日(火)	当選証書付与式	・上田市役所本庁舎5階大会議室 ・午前10時30分から
4月12日(日)	選挙の効力に関する異議申出期限	・選挙期日から14日以内
4月13日(月)	当選の効力に関する異議申出期限	・当選人の告示から14日以内
	選挙運動収支報告書提出期限	・選挙期日から15日以内
4月14日(火)以降	供託物返還のための「供託原因消滅証明書」交付	・選挙/投票の効力確定後から開始

3 候補者としての資格

(1) 上田市長選挙	ア 日本国民であること イ 選挙期日において年齢満25年以上の者 ウ 欠格事項に該当しない者
(2) 上田市議会議員 一般選挙	ア 日本国民であること イ 選挙期日において年齢満25年以上の者 ウ 上田市議会議員一般選挙の選挙権を有する者 エ 欠格事項に該当しない者
(3) 欠格事項	拘禁刑以上の刑を受けて執行中の者、選挙関係の犯罪で拘禁刑の刑を受けて執行猶予中の者及び選挙関係の犯罪で選挙権・被選挙権を停止されている者を指します。

4 立候補の禁止と制限等

被選挙権を有していない者の立候補は禁止されており、被選挙権があっても以下のとおり立候補を制限される場合があります。

(1) 重複立候補の禁止	一つの選挙に立候補した者は、同時に他の選挙に立候補することはできません。
(2) 連座制の適用による立候補制限	候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（総括主宰者、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、一定以上の刑に処せられた場合は、連座により候補者の当選が無効となるとともに、連座裁判確定等の時から5年間、同じ選挙で同一の選挙区から立候補できないことがあります。
(3) 選挙事務関係者の立候補禁止及び公務員の立候補制限	投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で候補者となることができません。又、国又は地方公共団体の公務員は、原則として在職のまま立候補することはできません。これらの者が立候補したときは、立候補届出の日に公務員を辞したものとみなされます。
(4) 上田市と請負関係にある場合の当選人の失格	上田市と請負関係にある者が立候補し、当選した場合、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を選挙管理委員会に届出しないときは、その当選の効力を失いますので注意してください。

5 事前運動の禁止

(1) 事前運動

選挙運動を開始できるのは、立候補の届出をした日（届出書の受理後）からとされており、立候補の届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

しかし、事前運動として禁止されているのは、あくまで立候補の届出前に行う特定の候補者のための選挙運動であって、立候補の届出前に行う選挙事務所借入れの内交渉等の活動が禁止されているわけではありません。

(2) 事前運動と準備

立候補及び選挙運動のための準備行為として認められるものについては、後述の「8 立候補の準備行為」のとおりとなりますが、それはあくまでも純粋な準備行為であって、なんら市民に投票を働きかけるものではないと考えられているため認められているものです。

したがって、立候補の準備に名を借りて、これに投票を得る目的を加味した行為は、準備行為の範囲を超えるもので、事前運動として禁止されることになります。

6 届出書類一覧

(1) 立候補届出に関する書類（市長・市議会議員選挙共通）

立候補の届出時（3月22日）に届出が必要な書類は以下のとおりです。

書類名	自薦	推薦	備考
候補者届出書（本人届出）	○		
候補者届出書（推薦届出）		○	
候補者推薦届出承諾書		○	
選挙人名簿登録証明書		○	
供託証明書	○	○	
宣誓書	○	○	
所属党派証明書	△	△	無所属の場合は届出不要
戸籍の謄本又は抄本	○	○	全部事項証明書又は一部事項証明書
通称認定申請書	△	△	通称使用する場合のみ届出

(2) 選挙運動等に関する届出書類（市長・市議会議員選挙共通）

立候補の受付後、設置や選任等した際に直ちに届出る書類は以下のとおりです。

書類名	自薦	推薦	備考
選挙事務所設置（異動）届	○	○	
選挙事務所設置承諾書		○	
推薦届出代表者証明書		△	推薦者届出者が複数人の場合のみ届出
出納責任者選任届	○	○	
出納責任者選任承諾書		○	
届出書（選挙運動員等）	○	○	
最高支出額署名書	○	○	最高支出額は告示日に確定
個人演説会開催申出書	△	△	公営施設に開催する場合のみ届出が必要となり、 <u>開催日の2日前</u> までに届出
選挙立会人となるべき者の届出書（承諾書）	△	△	立会人を届け出る場合のみ届出 <u>3月26日（木）午後5時締切</u>

(3) 選挙公報に関する届出書類（市長・市議会議員選挙共通）

立候補の受付後、選挙公報の掲載を行う際に届け出る書類は以下のとおりです。

書 類 名	備 考
選挙公報掲載申請書	
選挙公報掲載文原稿用紙	電子データによる提出も可能
候補者の写真（1枚は原稿用紙に貼付）	裏面に候補者名記載

(4) 選挙公営に関する届出書類（市長・市議会議員選挙共通）

立候補の受付後、選挙公営に係る公費負担を行う際に届け出る書類は以下のとおりです。選挙公営の公費負担制度を利用する際に、該当する書類を提出します。

書 類 名	備 考
選挙運動用自動車の使用の契約届出書	
選挙運動用自動車の使用契約書（請書）の写し	
選挙運動用自動車燃料代確認申請書	
選挙運動用ポスター作成契約届出書	ポスターのサンプル 1部提出
選挙運動用ポスター作成契約書（請書）の写し	
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	
選挙運動用ビラ作成契約届出書	ビラのサンプル 1部提出
選挙運動用ビラ作成契約書（請書）の写し	
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	

(5) 政治活動に関する届出書類（市長選挙で、確認団体を届け出る場合のみ）

政党その他政治団体が、選挙時に制限されている政治活動を一定の条件のもとで行うことのできる確認団体となる際に届け出る書類は以下のとおりです。

書 類 名	備 考
政治団体確認申請書	確認団体になるための必須申請書
政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書	
政談演説会開催届出書	該当する政治活動を行う際に提出 ポスター、ビラは見本を提出
政治活動用ポスター証紙交付票	
政治活動用ビラ届出書	
政党その他の政治団体の機関紙届	

※国会に議席を有している政党以外の政党その他政治団体の場合は、この他に、政治団体の綱領、規約、役員名簿、予算書、政治資金規正法の規定による届出書の各写しの添付が必要です。

7 届出書類等の事前審査

前記「6(1) 立候補届出に関する書類」に記入漏れ等の不備があると、立候補の届出を受理することができず、結果的に選挙運動を開始することができません。

また、その他の書類についても選挙運動を開始するにあたり必要となることから、下記日程で書類の事前審査を行い、書類を完全な状態にさせていただきたいと考えております。

つきましては、「6 届出書類一覧」を作成し、以下の日程で開催する事前審査時に持参していただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

なお、各候補者の事前審査の開始時刻は、本日の説明会終了後に、予約表をお渡しいたしますので、その時間までにお越しくください。

(1) 日 時	令和8年3月11日(水)、3月12日(木) 午前9時から午後4時
(2) 参集時刻	予約表に記載された時刻(各候補者40分程度を予定しております。)
(3) 場 所	上田市役所本庁舎5階大会議室
(4) 人 数	各陣営2人以内としてください。
(5) 持ちもの	ア 「6 届出書類一覧」のうち、必要となる書類(記入済の書類) イ 各種書類に押印した印鑑等 ウ 「選挙公報の掲載文原稿」についても、事前に印刷状態を確認し、擦れ等があった場合には、必要に応じて修正していただきますので、事前審査時にお持ちいただくよう御協力をお願いします。 エ 「手続が完了した供託証明書」、「選挙公営に伴う各種契約書の写し」、「ポスター・ビラのサンプル」についても、事前審査時にお持ちいただくよう御協力をお願いします。

8 立候補の準備行為

以下に示す内容は、立候補や選挙運動の準備行為として許されています。

(1) 立候補届出書類の作成、供託	立候補の届出に必要な書類を整えたり、供託の手続をしたりすることはさしつかえありません。
(2) 立候補のための瀬踏み行為	立候補しようとする場合に、はたして自分が有権者にどの程度の支持を受けているかということについて、選挙区内の人達に立候補の可否、選挙区内の情勢を問い合わせるといったようなことを「瀬踏み行為」といいます。 しかし、この行為もそのやり方次第では、事前運動になることもありますので、注意してください。 投票依頼の意思が全くなく、純粹に立候補のための瀬踏みにとどまるときは、差し支えないということです。

(3) 後援会（後援団体）の結成

純粋にその人の人格、識見等を敬慕し、その政治的成長を後援しようとする意思で後援会を結成することは、選挙運動ではなく政治活動であり、事前運動の禁止規定にふれるものではありません。

しかし、その結成の目的が、その人を特定の選挙で当選させようとするものであるときは、結成の時期、場所、その方法いかんによっては、事前運動と認められる場合がありますので注意してください。

(4) 選挙運動のための準備行為

立候補の届出が受理されるまで、選挙運動は行うことができませんが、選挙運動を行うための単なる準備として次のような行為は行うことができます。

- ア 政党等の公認を求めること
- イ 選挙運動資金の調達
- ウ 選挙運動の方法の協議
- エ 選挙事務所の借入れの内交渉
- オ 出納責任者、選挙運動員などの内交渉
- カ 事務員、車上運動員（うぐいす嬢など）や労務者雇用の内交渉
- キ 有権者名簿の作成
- ク 演説会での演説依頼の内交渉
- ケ 演説会場の借入れの内交渉
- コ 選挙運動用葉書の推薦文の文案依頼
- サ 各種届出書の記入など
- シ 選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用葉書の作成、選挙運動用葉書のあて名書き
- ス 選挙運動用立札、看板、ちょうちんなどを作製する行為
- セ 自動車、拡声機などの借入れの内交渉

以上のような準備行為は、直接有権者を対象としないものであり、事務上の交渉又は準備に属する行為で、このこと自体が直ちに投票を得ることを目的としないことから、選挙運動とはなりません。

しかし、これらの行為に併せて投票獲得の意図を持って行われたときは、事前運動となりますので注意してください。

第2 立候補の手続き

1 立候補の届出

- (1) 届出日時 令和8年3月22日(日)午前8時30分から午後5時まで
受付の順序は、受付会場に到着した順とします。ただし、受付開始時刻前に到着した者が2人以上いるときは、くじで受付順を定めます。
- (2) 届出先 上田市大手一丁目1番16号 上田市役所本庁舎5階大会議室
選挙長に届け出てください。
- (3) 届出方法 代理人による届出も可能ですが、郵便による届出はできません。
- (4) 立候補に伴う届出書類 立候補の届出に際しては、本人届出、推薦届出の別により、それぞれ以下の書類が必要となります。
記載にあたっては、次頁の「2 候補者届出書等記載上の留意事項」を参照してから記入してください。
- ア 本人届出の場合
- ① 候補者届出書(本人届出)〔記載例1〕
(添付書類)
 - ② 供託証明書〔記載例7〕
 - ③ 宣誓書〔記載例3〕
 - ④ 所属党派証明書〔ただし、無所属の場合は不要〕
 - ⑤ 戸籍の謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書)
 - ⑥ 通称認定申請書〔記載例6〕〔通称を使用する場合のみ〕
- イ 推薦届出の場合
- 推薦届出は、選挙人名簿に登録されている者が、その証明を受け、候補者となる本人の承諾を得て、届け出る方式となります。
- また、その他の主な手続についても、候補者の承諾を得て推薦者が行うものが多数あります。
- ① 候補者届出書(推薦届出)〔記載例2〕
(添付書類)
 - ② 候補者推薦届出承諾書〔記載例4〕
 - ③ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
〔(選挙人名簿登録証明書を受けるための申請書)記載例5〕
 - ④ 供託証明書〔記載例8〕
 - ⑤ 宣誓書〔記載例3〕
 - ⑥ 所属党派証明書〔ただし、無所属の場合は不要〕
 - ⑦ 戸籍の謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書)
 - ⑧ 通称認定申請書〔記載例6〕〔通称を使用する場合のみ〕

2 候補者届出書等の記載上の留意事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 記載の文字 | 候補者届出書等は、楷書で正確に記載してください。
数字は、算用数字（戸籍謄本又は抄本、住民票からの転記箇所を除く。）を使用してください。 |
| (2) 候補者の氏名 | 候補者の氏名は、戸籍簿に記載されている氏名を記載しなければなりません。ただし、次の場合には、戸籍簿に記載されている氏名により記載したものと取り扱われます。
ア 対応する常用漢字等に更正する場合
戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表又は人名用漢字別表に掲げる字体（以下「通用字体」という。）と異なる字体によって記載されているものを、その対応する通用字体に更正して記載する氏名
（例）榮→栄、廣→広、櫻→桜、澤→沢、實→実
壽→寿、瀧→滝
イ 誤字・俗字を正字に更正する場合
戸籍簿に記載されている氏名が誤字又は俗字である場合に、これを正字に更正して記載する氏名
（例）嶋→島、冨→富、崎→崎
ウ 変体がなをひらがなに更正する場合
戸籍簿に記載された氏名が変体かなである場合に、これをひらがなに更正して記載する氏名
（例）ゑ→え
エ 旧仮名遣いを現代仮名遣いに更正する場合
戸籍簿に記載された氏名が旧仮名遣いの文字である場合に、これを現代仮名遣いに更正して記載する氏名
（例）カナヘ→カナエ、きょう子→きょう子 |
| (3) 本籍 | 戸籍謄本又は抄本に記載されているとおりに記入してください。 |
| (4) 住所 | 住民票の住所の記載のとおり、都道府県名から正確に記入してください。
（本籍と同じであっても、略さずに記入してください。） |
| (5) 生年月日 | 年齢は、選挙期日（令和8年3月29日）現在における、満年齢を記入してください。 |
| (6) 党派 | 所属党派証明書に記載してある政党（政治団体）名を記入してください。無所属の人は、「無所属」と記入してください。 |

(7)職業、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名

職業は、なるべく具体的に記入し、兼業（職）が禁止されている職にある者については、その職名を記載してください。

（例）上田市議会議員、（株）〇〇社長、（株）〇〇社員、
（福）〇〇会職員等

(8) 一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載してください。なお、利用予定がない場合には何も記入しないでください。

(9) 届出書類等への押印

各種届出書類等への押印につきましては、本人確認等により書類の真正性が確認できる場合は不要となりました。したがって、各種書類には、以下に示す方法を選択して、書類を作成してください。

【記名】 代筆やゴム印、印刷で書かれた名前

氏名 **上田 太郎**

【署名】 候補者本人が書いた名前

氏名 **上田 太郎**

【記名押印】 記名に押印（署名に押印も含む）

氏名 **上田 太郎** (上田)

※届出時の確認書類と書類の訂正方法

書類 届出者	氏名の 書き方	届出時の 確認事項	書類の訂正方法
候補者本人	記名のみ	候補者の本人確認	署名又は押印
	候補者の 署名	特になし	
	記名押印		
代理人	記名のみ	届出に対する委任状と 代理人の本人確認	候補者本人の印鑑押印 又は、 代理人署名又は印鑑押 印（その際には訂正に 対する委任状と代理人 の本人確認が必要。）
	候補者の 署名	特になし	
	記名押印		

(10)届出事項の異動

候補者届出書に記載した事項に異動が生じた場合には、直ちに選挙長に届け出てください。

3 候補者届出書(本人届出)の添付書類

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 供託証明書 | 法務局等にて供託手続きを行い、全ての手續完了後に供託証明書（供託書正本）を受領し、候補者届出書に添付してください。 |
| (2) 宣誓書 | 被選挙権があること、重複立候補をしていないこと等、この選挙において候補者になることができない者でない旨を宣誓していただく書類となります。 |
| (3) 所属党派証明書 | 候補者届出書の党派欄に政党又は政治団体の記載のある場合には、この政党等の証明書が必要になりますので、あらかじめその所属する政党等の証明書を用意しておいてください。 <u>なお、無所属の場合は提出の必要はありません。</u> |
| (4) 戸籍の謄本
又は抄本 | 候補者本人の戸籍の謄本又は抄本について、告示日3カ月前以内のものを添付してください。 |

4 通称の使用

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 通称使用の申請 | 戸籍簿に記載された氏名以外の呼称（通称）を有しており、それが戸籍簿に記載された氏名の代わりに広く通用している場合には、選挙長の認定を受けたうえで、戸籍簿に記載された氏名に代えて通称を使用することができます。
この場合には、立候補の届出と同時に通称認定申請書〔記載例6〕を提出してください。 <u>なお、通称認定申請書は、候補者届出書に添えて提出しなければ無効となりますので注意してください。</u> |
| (2) 申請者 | 通称使用の申請者は候補者に限られ、推薦届出の場合にも、通称使用の申請は候補者本人が行うこととなります。 |
| (3) 説明及び資料
提示 | 通称使用の申請後、その通称が戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているかどうかを確認するために説明をしていただきます。
その際は、このことを証明するに足る資料の提示又は提出を求めますので、公の機関が発行した書類、又は送達された手紙や葉書等の信書、著書等その実績を示すものを持参してください。 |
| (4) 説明及び
資料提示を要し
ない場合 | 戸籍の氏名を通常の見方によって、ひらがな又はカタカナ書きとする場合及び戸籍簿に記載された氏名が常用漢字表又は人名用漢字別表にない文字であるため、その見方によって常用漢字又は人名用漢字に当てて使用する場合にも、通称認定申請書の提出は必要となりますが、この場合には、説明及び資料の提示又は提出は不要です。 |

(5)通称使用が認定された場合

通称認定申請書を提出して選挙長から認定書が交付されると、次の事項については、氏名を記載すべき箇所に通称が使用されることとなり、戸籍簿に記載されている氏名の文字は使用されません。

- ア 立候補届出等の告示
- イ 期日前投票記載所の氏名等の掲示
- ウ 投票記載所の氏名等の掲示
- エ 選挙公報
- オ 新聞広告

なお、通称使用の認定がなされ、告示された後は撤回ができませんから注意してください。

5 供託 (別添資料有)

(1) 供託場所

長野地方法務局上田支局
住所 上田市踏入一丁目3番29号
電話 0268-23-2001

(2) 供託金

市長選挙の候補者……………金100万円
市議会議員一般選挙の候補者……………金30万円

※ 供託金については、現金又は振替国債で納めることとなりますが、振替国債については手続に1週間程度かかる場合がありますので、利用される方は早めに供託所に相談してください。

(3) 供託手続

ア 供託すべき者(供託者)

- ① 本人届出の場合 候補者本人
- ② 推薦届出の場合 推薦届出者(複数の場合には、そのうちの1人)

※ 本人届出の場合に第三者名で供託したり、推薦届出の場合に候補者名で供託しても効力がありません。

イ 供託所に備え付けの専用用紙(別添資料に同封)で手続を行います(1時間程度)。

現金で供託される方は、供託書と払込書が渡されますので、八十二銀行上田支店で入金してください。

ウ イの手続きが完了して「供託証明書」となります。

(4) 供託書の記載例

本人届出の場合は〔記載例7〕、推薦届出の場合は〔記載例8〕のとおりです。なお、次の点には特に注意してください。

- ア 供託者の氏名は、戸籍簿の氏名を記載してください。
- イ 供託者の住所は、住民票のとおり記載してください。
- ※ 「番地」や「号」などは省略しない。

(5) 供託物の返還

候補者の得票数が供託物没収点を超えた場合及び無投票当選の場合等には供託物の返還を請求できます。

供託金払渡請求書〔記載例9〕を記載の上、選挙長発行の「供託原因消滅証明書」を添付して供託所に提出してください。

※ 供託原因消滅証明書は、選挙及び投票の効力確定後（4月14日以降）に発行されます。

御不明な点については、長野地方法務局上田支局にお問い合わせください。

第3 選挙運動に関する手続き

1 公営物品類の交付

候補者届出書が受理された後、以下の物品を交付します。

なお、候補者氏名欄は空白ですので、候補者の氏名を記入して使用してください。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 選挙運動用
自動車の表示旗 | <p>○数量 1</p> <p>この表示旗は、主として選挙運動のために使用される自動車の前面の見やすい箇所に掲示し、選挙運動用自動車使用中は、常に掲示しておかなければなりません。</p> <p>なお、選挙運動のために使用する自動車の種類には、25頁「2 選挙運動概要 (3)選挙運動用自動車」のとおり制限があります。</p> <p>このほか、道路交通法等の取締関係法令の規制を受けることになりますから御注意ください。</p> <p>例えば、乗用自動車に看板を取り付けるときは、看板自体に公職選挙法の制限があるほか、その取り付け方によっては、道路交通法に違反するおそれもありますので、警察署に看板等を掲示した実物を見せて、その指示を得ておくことも必要に応じて行ってください。</p> |
| (2) 選挙運動用
拡声機の表示旗 | <p>○数量 1</p> <p>この表示旗は、主として選挙運動のために使用される拡声機の使用中に、送話口の下部等見やすい箇所に掲示しなければなりません。</p> |
| (3) 街頭演説用標旗 | <p>○数量 1</p> <p>街頭演説を行うときには、必ずこの標旗を掲げなければなりません。</p> |
| (4) 乗車用腕章 | <p>○数量 4</p> <p>選挙運動用自動車に乗る者は、必ずこの腕章を着けなければなりません。ただし、候補者及び運転手（1人に限る。）は着ける必要はありません。</p> <p>なお、この腕章は、街頭演説の際に着用する腕章としても使えます。</p> |
| (5) 街頭演説用腕章 | <p>○数量 11</p> <p>街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人につき15人を超えてはいけません。</p> <p>しかもこれらの者は、一定の腕章を着けていなければなりません。（4）の乗車用腕章（4枚交付）をそのまま街頭演説用腕章としても使用することができますので、街頭演説用腕章は候補者1人につき11枚を交付します。</p> <p>街頭演説において選挙運動に従事する者は、いずれかの腕章を着けなければなりません。</p> |

(6) 候補者用通常
葉書使用証明書

○数量 1

ア 候補者用通常葉書使用証明書を、選挙運動期間中に日本郵便(株)上田郵便局 上田市中央西二丁目2番2号(以下、上田郵便局)に提示し、かつ、受領書を提出すれば、選挙用の表示をしてある会社製葉書が無料で交付されます。

イ 手持ちの私製葉書又は会社製葉書を用いる場合には、上田郵便局にこの証明書を提示して、選挙用の表示を受けなければなりません。

なお、会社製葉書を用いる場合は、その料額印面は無効となります。

(7) 選挙運動用通常
葉書差出票

○数量 市長40、市議10(差出票1につき200通まで使用可能)

選挙運動用通常葉書を発送するときは、選挙運動用通常葉書差出票を添えて、上田郵便局の窓口に差し出さなければなりません。

なお、手続等の詳細については、27頁「2 選挙運動概要(9)頒布できる文書図画」及び別添資料を参照してください。

(8) 新聞広告掲載
証明書

○数量 2

候補者は、選挙運動の期間中に2回まで、新聞に自己の選挙運動のための有料広告を掲載することができます。

広告掲載の手続きは、新聞広告掲載証明書を、希望する新聞社へ、広告原稿とともに提出してください。

新聞広告掲載証明書2枚を交付しますので、1回につき1枚使用してください。

広告のスペースは、横9.6センチメートル、縦二段組以内であって、掲載の場所は記事下に限られ、色刷りは認められません。

広告は、候補者でなければできませんが、その内容は自由で、候補者の写真、政見等のもとより第三者の推薦文を入れることもできます。

(9) 公営物品の再
交付

公営物品を紛失又は破損したため、再交付を受けようとする場合には、次の手続により再交付をしてください。

ア 紛失

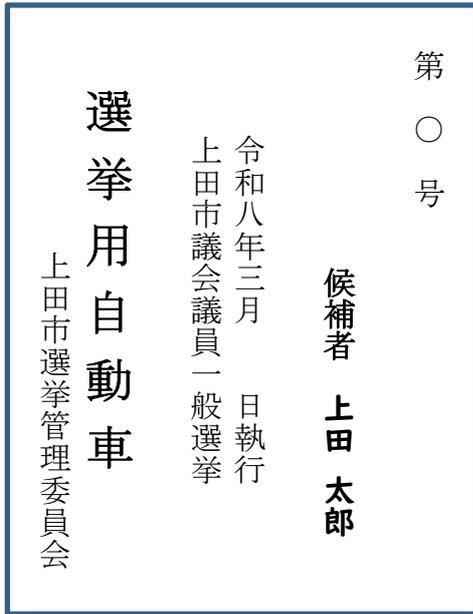
遺失届を警察に提出し、紛失の年月日、場所、理由、遺失届証明書を添えて再交付申請書により申請してください。

イ 破損

破損した現物を添えて再交付申請書により申請してください。

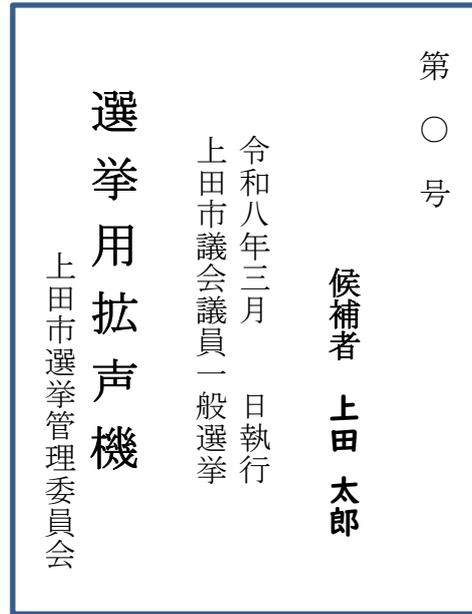
【公営物品のイメージ】

(1) 選挙運動用自動車の表示旗



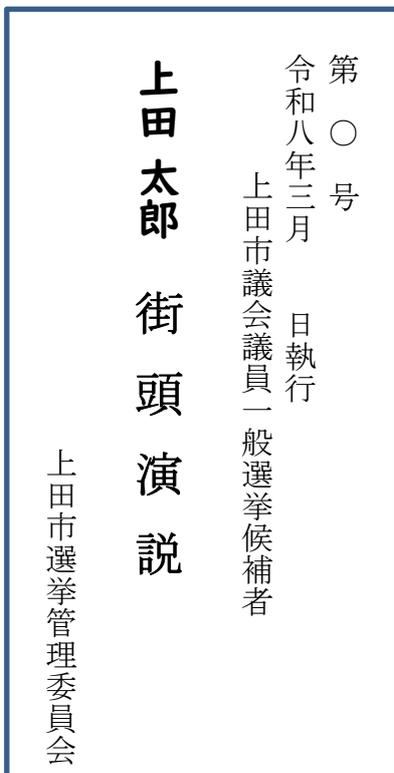
- 1 寸法は、概ね縦**48**cm×横**28**cm
- 2 白布へ赤色文字

(2) 選挙運動用拡声機の表示旗



- 1 寸法は、概ね縦**48**cm×横**28**cm
- 2 白布へ緑色文字

(3) 街頭演説用標旗



- 1 寸法は、概ね縦**120**cm×横**37**cm
- 2 白布へ赤色文字

(4) 乗車用腕章

第	候補者	上田太郎	上田市長選挙 一般選挙	令和八年三月 日執行
○		乗車証		
号				
№1～4		上田市選挙管理委員会		

- 1 寸法は、概ね縦 10cm × 横 35cm
- 2 白布へ赤色文字

(5) 街頭演説用腕章

第	候補者	上田太郎	上田市長選挙 一般選挙	令和八年三月 日執行
○		選挙運動員		
号				
№1～11		上田市選挙管理委員会		

- 1 寸法は、概ね縦 10cm × 横 35cm
- 2 白布へ黒色文字

2 選挙運動概要

項目	内容	根拠法令						
(1) 選挙運動期間	<p>選挙運動ができる期間は、立候補の届出が受理（3月22日）されたときから選挙期日の前日（3月28日）までの7日間となります。</p> <p>選挙期日の当日は、選挙運動が禁止されています。</p>	法129						
(2) 選挙事務所	<p>ア 設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限ります。</p> <p>イ 設置できる数は、候補者1人につき1箇所に限られます。</p> <p>ウ 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動することができません。（廃止に伴う設置を含む。）</p> <p>エ 設置又は異動のつど、直ちに選挙管理委員会あてに届出書を提出しなければなりません。</p> <p>オ 投票日の当日、投票所を設けた場所の入口から300m以内（直線距離）の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、300mより外の区域に移動させなければなりません。</p> <p>カ 選挙事務所を表示するためにその場所において使用できるもの</p> <table border="1" data-bbox="486 958 1264 1205"> <tr> <td data-bbox="486 958 655 1003">ポスター</td> <td data-bbox="655 958 1264 1003" rowspan="3">大きさは縦350cm、横100cm以内 数は通じて3以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1003 655 1048">立札</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1048 655 1093">看板の類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1093 655 1205">ちょうちん</td> <td data-bbox="655 1093 1264 1205">大きさは高さ85cm、直径45cm以内 数は1個</td> </tr> </table>	ポスター	大きさは縦350cm、横100cm以内 数は通じて3以内	立札	看板の類	ちょうちん	大きさは高さ85cm、直径45cm以内 数は1個	<p>法130</p> <p>法131</p> <p>法130</p> <p>法132</p> <p>法143</p>
ポスター	大きさは縦350cm、横100cm以内 数は通じて3以内							
立札								
看板の類								
ちょうちん	大きさは高さ85cm、直径45cm以内 数は1個							
(3) 選挙運動用自動車	<p>ア 使用できる自動車台数は1台で、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のものに限ります。</p> <p>イ 乗用自動車使用中は、選挙管理委員会が交付する表示旗を掲げなければなりません。</p> <p>ウ 乗車できる人数は、候補者、運転手（1人）及び運動員4人以内で、運動員は選挙管理委員会が交付する乗車の腕章（腕章の交付数は4）を着用しなければなりません。</p> <p>エ 走行中の自動車の上では、選挙運動はできません。（連呼行為は許される。）</p> <p>オ 停止した自動車の上で街頭演説を行うときは、街頭演説用の標旗を掲げなければなりません。</p> <p>カ 選挙運動用自動車に取り付けて使用できるもの</p> <table border="1" data-bbox="478 1816 1220 2040"> <tr> <td data-bbox="478 1816 638 1861">ポスター</td> <td data-bbox="638 1816 1220 1861" rowspan="3">大きさは縦273cm、横73cm以内 数、記載内容に制限なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1861 638 1906">立札</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1906 638 1951">看板の類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1951 638 2040">ちょうちん</td> <td data-bbox="638 1951 1220 2040">大きさは高さ85cm、直径45cm以内 数は1個、記載内容に制限なし</td> </tr> </table>	ポスター	大きさは縦273cm、横73cm以内 数、記載内容に制限なし	立札	看板の類	ちょうちん	大きさは高さ85cm、直径45cm以内 数は1個、記載内容に制限なし	<p>法141</p> <p>法143</p>
ポスター	大きさは縦273cm、横73cm以内 数、記載内容に制限なし							
立札								
看板の類								
ちょうちん	大きさは高さ85cm、直径45cm以内 数は1個、記載内容に制限なし							

項 目	内 容	根拠法令						
(4) 拡声機	<p>ア 使用できる数、候補者1人につき一揃です。</p> <p>イ 使用中は選挙管理委員会が交付する表示証（表示証の交付数は1）を掲示しなければなりません。</p> <p>ウ このほか、個人演説会の開催中、その会場において別に一揃い（表示証不要）を使用できます。</p>	法141						
(5) 連呼行為	<p>ア 連呼行為は次の場合に限り許されます。</p> <p>① 個人演説会場の場所である場合</p> <p>② 街頭演説の場所である場合</p> <p>③ 選挙運動用自動車又は船舶の上である場合（午前8時から午後8時までの間に限る。）</p> <p>イ 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければなりません。</p>	法140の2						
(6) 街頭演説	<p>ア 演説者がその場所にとどまり、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて行う場合に限られます。（交付数は1）</p> <p>イ 街頭演説のための選挙運動に従事する者は、15人以内で、選挙管理委員会が交付する街頭演説用の腕章又は乗車・船用の腕章を着用しなければなりません。</p> <table border="1" data-bbox="507 1102 1056 1216"> <tr> <td data-bbox="507 1102 730 1160">腕章の交付数</td> <td data-bbox="730 1102 954 1160">街頭演説用</td> <td data-bbox="954 1102 1056 1160">11</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1160 730 1216"></td> <td data-bbox="730 1160 954 1216">乗車用</td> <td data-bbox="954 1160 1056 1216">4</td> </tr> </table> <p>ウ 街頭演説をすることができる時間は、午前8時から午後8時までに限られています。</p> <p>また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏の保持に努めなければなりません。</p> <p>エ 録音テープ等を使用して演説することもできます。</p>	腕章の交付数	街頭演説用	11		乗車用	4	<p>法164の5</p> <p>法164の7</p> <p>法164の6</p>
腕章の交付数	街頭演説用	11						
	乗車用	4						
(7) 個人演説会 (34頁補足説明)	<p>ア 選挙運動のために行う演説会は、個人演説会のほかは、どのような名目であっても開催することができません。</p> <p>また、主催者は候補者に限られますが、演説は候補者以外の者でもできます。</p> <p>イ 公営施設を使用して行う個人演説会は、開催期日の2日前までに文書にて選挙管理委員会に申し出なければなりません。</p> <p>なお、公営施設以外の施設を使用する場合は、選挙管理委員会への申出は必要がありませんので、任意にその施設管理者の承諾を得て行ってください。</p> <p>ウ 公営施設使用の場合、候補者1人につき同一施設1回に限り無料で使用できますが、使用時間は1回について5時間を超えてはなりません。</p>	<p>法161</p> <p>法163</p> <p>法161の2</p> <p>法164 法112</p>						

項 目	内 容	根拠法令										
	<p>公営施設とは、</p> <p>① 学校及び社会教育法上の公民館</p> <p>② 地方公共団体の管理する公会堂</p> <p>③ 選挙管理委員会の指定する施設</p> <p>エ 録音テープ等を使用して演説することもできます。</p> <p>オ 個人演説会場で掲示できる文書図画</p> <p>① 規 格</p> <p>屋内の演説会場内で使用するポスター、立札、看板の類に制限はありませんが、屋外で使用する際には以下の制限があります。</p> <table border="1" data-bbox="507 698 1284 900"> <tr> <td>ポスター</td> <td rowspan="3">縦 273 cm, 横 73 cm 以内</td> </tr> <tr> <td>立札</td> </tr> <tr> <td>看板の類</td> </tr> <tr> <td>ちょうちん</td> <td>高さ85cm, 直径45cm 以内</td> </tr> </table> <p>② 掲示場所と数量</p> <table border="1" data-bbox="507 981 1284 1182"> <tr> <td>会場内</td> <td>・ポスター、立札、看板の類は数の制限なし。 ・ちょうちんは、会場内と会場外を通じて1</td> </tr> <tr> <td>会場外</td> <td>・ポスター、立札、看板の類は通じて2 ・ちょうちんは、会場内と会場外を通じて1</td> </tr> </table> <p>③ ポスター・立札・看板の類・ちょうちんには、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。</p> <p>カ 個人演説会場で頒布できる文書図画</p> <p>選挙管理委員会に届出をし、証紙を貼付した選挙運動用のビラは、演説会場内で配ることが可能です。</p>	ポスター	縦 273 cm, 横 73 cm 以内	立札	看板の類	ちょうちん	高さ85cm, 直径45cm 以内	会場内	・ポスター、立札、看板の類は数の制限なし。 ・ちょうちんは、会場内と会場外を通じて1	会場外	・ポスター、立札、看板の類は通じて2 ・ちょうちんは、会場内と会場外を通じて1	<p>法161</p> <p>法143</p>
ポスター	縦 273 cm, 横 73 cm 以内											
立札												
看板の類												
ちょうちん	高さ85cm, 直径45cm 以内											
会場内	・ポスター、立札、看板の類は数の制限なし。 ・ちょうちんは、会場内と会場外を通じて1											
会場外	・ポスター、立札、看板の類は通じて2 ・ちょうちんは、会場内と会場外を通じて1											
(8) 演説・連呼行為の禁止場所	<p>次の場所では、「公営施設使用の個人演説会」のほかは演説及び連呼行為を行うことができません。</p> <p>ア 国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）</p> <p>イ 自動車、電車、バス、船舶（選挙運動用は除く。）</p> <p>ウ 病院、診療所その他の療養施設</p>	<p>法166</p>										
(9) 頒布できる文書図画	<p>頒布することができる文書図画は、「選挙運動用通常葉書」、「選挙運動用ビラ」に限られ、それ以外の文書図画はいっさい頒布できません。</p> <p>ただし、この例外として「インターネット等の利用」、「新聞広告」、「選挙公報」があります。</p>	<p>法142</p>										

項 目	内 容	根拠法令
	<p>ア 選挙運動用通常葉書（別添資料有）</p> <p>① 選挙運動用通常葉書は、候補者1人につき、市長選挙は8,000枚、市議会議員選挙は2,000枚まで無料で郵送（頒布）することができます。</p> <p>② 選挙運動用通常葉書を郵送する場合には、選挙用である旨の表示を上田郵便局で必ず受けなければなりません。</p> <p>③ 選挙運動用通常葉書として使用する葉書は、「候補者用通常葉書使用証明書」を上田郵便局に提示することにより無料で交付（選挙用の表示有）される葉書（市長選挙は8,000枚、市議会議員選挙は2,000枚）を使用することもできますが、手持ちの通常葉書（私製を含む。）を使用することもできます。</p> <p>なお、手持ちの通常葉書を使用する際は、「候補者用通常葉書使用証明書」を上田郵便局に提示し、選挙用である旨の表示を受けてください。</p> <p>④ 交付又は表示を受けた選挙運動用通常葉書で、印刷を誤り、書き損じ又は棄損した場合には、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書又は会社製葉書を使用することができます。</p> <p>この場合は、書き損じた（又は棄損した）葉書と引き換えに、選挙用の表示を受けなければなりません。</p> <p>なお、無料葉書の再交付はできません。</p> <p>⑤ 選挙運動用通常葉書を発送する際は、必ず、選挙長が立候補届出時に発行する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、上田郵便局に差し出さなければなりません。</p> <p>ポストへ直接投函することは違反となります。</p> <p>⑥ 「選挙運動用通常葉書差出票」は、1枚で葉書の差出通数の累計が200通になるまで使用できます。</p> <p>200通を超えるときは、別の「選挙運動用通常葉書差出票」を使用してください。</p> <p>⑦ 記載内容には格別の制限はありませんが、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となります。</p> <p>⑧ 宛名は、<u>同一世帯内の数人の有権者</u>に対し、通常的使用方法による「世帯員の連名記載」や「〇〇様御家族御一同様」で出すことは差し支えありません。</p> <p>しかし、会社や工場など多数の有権者の集合が認められる場所に対し、「〇〇会社御中」「〇〇会社ご一同様」などと記載し出すことは、文書の回覧、掲示等の禁止になり、出すことができません。</p> <p>⑨ 選挙運動用通常葉書の配達は、選挙当日はできませんので、余裕をもって差し出してください。</p>	法142

目	内 容	根拠法令
	<p>⑩ 選挙運動用通常葉書を郵便によらず、選挙人に路上で手渡したり、配布したりすることは違反となります。</p> <p>⑪ 葉書を2人以上の候補者が共同で使用する場合の枚数は、候補者ごとにそれぞれ1枚として計算されます。</p> <p>⑫ 選挙運動用通常葉書に関しては、上田郵便局へお問合せください。</p> <p>イ 選挙運動用ビラ（36頁補足説明） 選挙運動用ビラは、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラで、市長選挙は16,000枚まで、市議会議員選挙は4,000枚まで頒布できます。詳細は、「5 選挙運動用ビラ」（36頁）を参照してください。</p> <p>ウ ウェブサイト等を利用した文書図画の頒布</p> <p>① ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものです。 【ウェブサイト等】 ホームページ、ブログ、SNS（エックス（旧ツイッター）やフェイスブック等）、動画共有サービス、動画中継サイト等</p> <p>② 文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。</p> <p>③ 選挙期日の前日までにウェブサイト等に掲載した選挙運動用文書図画は、選挙期日の当日もそのままにしておくことができますが、更新はできません。</p> <p>エ 電子メールを利用した文書図画の頒布</p> <p>① 選挙運動用電子メールによる頒布は、候補者・確認団体（市長選のみ）に限って頒布することができます。</p> <p>② 選挙運動用電子メールは、あらかじめ「その送信を求める旨」又は「その送信に同意する旨」を候補者に対し、<u>受信者自ら通知した場合に限り</u>送信することができます。</p> <p>③ 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合は、当該文書図画に次の事項を正しく表示しなければなりません。</p> <p>ア 選挙運動用電子メールである旨</p> <p>イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</p> <p>ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</p> <p>エ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p>	<p>法142 令109の6</p> <p>法142の3</p> <p>法142の4</p>

項 目	内 容	根拠法令
	<p>オ 新聞広告</p> <p>① 選挙運動期間中、候補者は有料で2回に限り選挙に関して新聞広告ができます。</p> <p>② 候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が立候補届出時に発行した「新聞広告掲載証明書」を提出して申込みをしなければなりません。</p> <p>③ 1回の広告の大きさは横9.6cm、縦2段組以内となり、場所は記事下に限られ、色刷りは認められません。</p> <p>④ 広告の内容は自由ですが、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となります。</p> <p>⑤ 2人以上共同して広告するときも、大きさは1人分の大きさに制限され、回数はそれぞれの候補者につき1回と計算されます。</p> <p>カ 選挙公報（38頁補足説明）</p> <p>① 選挙管理委員会が1回発行します。</p> <p>② 掲載申請は、立候補届出日の午後5時までに選挙管理委員会へ提出しなければなりません。 <u>※印刷時の状態を確認するため、事前審査時の提出に御協力をお願いします。</u></p> <p>③ 掲載文は、選挙管理委員会が交付した原稿用紙（電子データ含む）によって作成してください。</p> <p>④ 選挙公報掲載順序は、掲載申請の締切り後、選挙管理委員会がくじで決定します。</p> <p>⑤ 選挙公報は、選挙期日前2日までに配布します。</p>	<p>法149</p> <p>法172の2</p>

項 目	内 容	根拠法令
(10) 掲示できる 文書図画	文書図画は、以下のもの以外は掲示することができません。	
	ア 選挙事務所を表示するためにその場所において使用できるもの 「(2) 選挙事務所 カ」 25頁	法143
	イ 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用できるもの 「(3)選挙運動用自動車 カ」 26頁	法143
	ウ 個人演説会場で、その演説会開催中可以使用できるもの 「(7)個人演説会 オ」 27頁	法143
	エ 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類 屋内の演説会において、候補者等のウェブサイト等をスクリーンに映写することができます。	法143
	オ 候補者が使用するタスキ、胸章、腕章の類 候補者が着用するに限り、記載内容、規格に制限はありません。	法143
	カ 選挙運動用ポスター 選挙管理委員会が市内633箇所に設置するポスター掲示場 のみ、各1枚掲示することができます。 詳細は、「6 選挙運動用ポスター」（36頁）を参照してく ださい。	法144 法144の 4の2
※ アドバルーン等の掲示禁止 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光 により表示すること、スライドその他方法による映写等（屋内 の演説会場にて使用する映写等の類は除く）を掲示することは 禁止されています。 しかし、電灯を使用して看板を外側から照明することは差し 支えありません。	法143	

項 目	内 容	根拠法令
(11) 原則として自由に行える選挙運動	<p>ア 幕間演説 映画・演劇等の幕間、青年団・婦人会等の集会や、会社・工場等の休憩時間にそこに集まっている人を対象にして、選挙運動の幕間演説を行うことはできます。 しかし、前もって聴衆を集めてもらっておき、候補者が出向いて選挙運動の演説を行うことはできません。</p> <p>イ 個々面接 商店・電車・バスの中あるいは道路等で偶然知人に会った際に、その機会を利用して選挙運動をすることはできます。 しかし、戸別に有権者の家等を訪ねて、選挙運動を行うこと（戸別訪問）は禁止されています。</p> <p>ウ 電話による選挙運動 電話による選挙運動は、法律上制限はありません。</p>	
(12) 禁止されている主な選挙運動	<p>ア 買収・供応 特定候補者の選挙運動の目的で、有権者等に対し金銭や物品を与えたり、供応接待することは、候補者はもちろん、選挙運動の責任者などが処罰された場合は当選が無効になることもあります。</p> <p>イ 戸別訪問 誰であっても、特定の候補者に投票してもらうことを目的に、住居や会社、商店などを戸別に訪問してはいけません。 また、特定の候補者名や政党名あるいは演説会の開催について言い歩くこともできません。</p> <p>ウ 飲食物の提供 誰であっても、選挙運動に関して飲食物を提供することはできません。 ただし、湯茶及びこれに伴い日常用いられている程度の菓子等は除かれます。また、選挙運動員に渡す定められた範囲内の弁当は提供できます。</p> <p>エ 休憩所等の設置 選挙運動のために設ける、休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動員、労務者、選挙人のために設けることを問わず、一切禁止されています。 ただし、選挙事務所の一部に設けた選挙運動員のための休憩の場所等はこれに当たりません。</p> <p>オ 氣勢を張る行為 選挙運動のため自動車等を連ねたり、隊列を組んで往来するなど氣勢を張ることはできません。</p>	<p>法221</p> <p>法138</p> <p>法139</p> <p>法133</p> <p>法140</p>

	内 容	根拠法令
	<p>カ 署名運動 選挙に関して、特定の人に投票するように、又は投票しないようにすることを目的として、有権者に対して署名運動をすることはできません。</p> <p>キ 人気投票の公表 公職につくべき者を予想する人気投票の経過、又は結果を公表することはできません。</p> <p>ク あいさつを目的とする有料広告 候補者や後援団体は、選挙区内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞、慶弔、感謝等に類するもののためにするあいさつに限る）を目的とする広告を、有料で、新聞や雑誌、ビラ並びにインターネット等により頒布または掲載、また、テレビやラジオで放送することはできません。 なお、この有料のあいさつ広告は、選挙の有無や時期に関係なく、常時禁止されています。</p> <p>ケ 選挙期日後のあいさつ行為 選挙後に、当選または落選に関し選挙人にあいさつをする目的で、当選祝賀会その他これに類する集会を開催したり、選挙人を戸別に訪問をすることや、新聞・雑誌などによりあいさつを行うことはできません。また、文書など（自筆の信書などを除く）を頒布・掲示することもできません。</p>	<p>法138の3</p> <p>法152</p> <p>法178</p>
(13) 選挙運動が制限される者	<p>ア 選挙運動ができない者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定公務員（選挙管理委員会の委員・職員、警察官等） ② 選挙犯罪等による選挙権・被選挙権の停止者 ③ 一般職の国家公務員 ④ 地方教育公務員 ⑤ 年齢満18歳未満の者 <p>イ 関係区域内で禁止されている人</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 投票管理者、開票管理者、選挙長 ※投票、開票、選挙の各立会人はこの制限はない ② 一般職の地方公務員 ※当該職員の属する地方公共団体の区域内では禁止 <p>ウ 地位を利用しての選挙運動を禁止されている人</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国、地方公共団体の公務員 ② 公団、公庫の委員、役員および職員 ③ 教育者 	<p>法135</p> <p>法136</p> <p>法136の2</p>

3 選挙事務所の届出

- | | |
|--------------|--|
| (1) 設置者 | 選挙事務所を設置することができるのは、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）に限られます。
なお、推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾が必要です。 |
| (2) 設置数 | 設置は、1箇所に限られます。 |
| (3) 移動 | 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません。 |
| (4) 設置及び異動届出 | 立候補届出後、選挙事務所を設置したとき及び異動したときは、直ちにその旨を、選挙事務所設置（異動）届〔記載例10・11〕により、選挙管理委員会へ届け出てください。
なお、設置者が推薦届出者であるときは、候補者の選挙事務所設置（異動）承諾書〔記載例12〕の添付が必要です。さらに、推薦届出者が数人いるときは、推薦届出代表者証明書の添付も必要です。 |

4 個人演説会の開催（公営施設使用の場合）

- | | |
|------------------|---|
| (1) 個人演説会 | 個人演説会を開催できるのは、候補者に限られています。
個人演説会には、公営施設を使用するものと、それ以外の施設を使用するものがあります。
公営施設を使用する場合には、選挙管理委員会に申し出なければなりません。（公営施設以外で行う場合は、届出不要） |
| (2) 公営施設使用の個人演説会 | 公営施設使用の個人演説会とは、次の施設を使用するものをいいます。
ア 学校及び社会教育法上の公民館
イ 地方公共団体の管理する公会堂
ウ 選挙管理委員会の指定する施設 ※次頁一覧 |
| (3) 回数 | 選挙運動費用の範囲内で行う限り、何度でも開催できます。 |
| (4) 施設の使用 | 公営施設を使用する個人演説会は、1回につき5時間以内とされています。この時間には、準備及び後片付けも含まれますから注意してください。 |
| (5) 申請手続 | 公営施設を使用する個人演説会を開催しようとする候補者は、開催日2日前の午後5時までに、個人演説会開催申出書〔記載例13〕により、選挙管理委員会に申し出てください。
※3月22日（日）申請した場合、最短で3月24日（火）開催 |
| (6) 使用料 | 公営施設の使用料は、候補者1人について、同一施設ごとに1回に限り無料です。 |

個人演説会における「ウ 選挙管理委員会の指定する施設」一覧

施設名	所在地	施設管理者等
上田勤労者福祉センター	上田市中央四丁目9番1号	上田市地域雇用推進課
上田市農村環境改善センター	上田市芳田1261番地2	豊殿地域自治センター
上田創造館	上田市上田原1640番地	上田地域振興事業団
上田市真田総合福祉センター（体育館）	上田市真田町長7190番地	上田市社会福祉協議会
上田市相染閣	上田市別所温泉58番地	別所温泉観光協会
鹿教湯温泉交流センター	上田市鹿教湯温泉1434番地2	鹿教湯温泉観光協会
上田市下堀コミュニティセンター	上田市国分1629番地	下堀自治会
上田市まほろばの里交流会館	上田市殿城95番地1	矢沢自治会
上田市古戦場公園コミュニティセンター	上田市下之条60番地	下之条自治会
上田市下室賀コミュニティセンター	上田市下室賀187番地1	下室賀自治会
上田市多目的研修集会施設前山会館	上田市前山412番地2	東前山自治会
上田市室賀基幹集落センター	上田市上室賀1432番地1	上室賀自治会
上田市東塩田老人集会所	上田市古安曾1860番地	東塩田地区自治会連合会
上田市別所温泉センター	上田市別所温泉1723番地1	別所温泉自治会連合会
上田市塩田構造改善センター	上田市富士山349番地1	富士山中組自治会
上田市東部地区防災センター	上田市常田二丁目30番20号	センター管理運営委員会
上田市川辺・泉田地区防災センター	上田市福田30番地4	センター管理運営委員会
上田市南部地区防災センター	上田市天神二丁目1番24号	センター管理運営委員会
上田市川西地区防災センター	上田市岡1262番地1	センター管理運営委員会
上田市城下地区防災センター	上田市御所28番地4	センター管理運営委員会

5 選挙運動用ビラ

- | | |
|----------|---|
| (1) 頒布枚数 | 選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラで、以下の枚数まで頒布することができます。
ア 市長選挙 16,000枚
イ 市議会議員選挙 4,000枚 |
| (2) 規格等 | 選挙運動用ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm（A4版）以内となり、両面印刷や色刷りも可能です。
また、選挙運動用ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載しなければなりません。 |
| (3) 証紙貼付 | 頒布する選挙運動用ビラには、選挙管理委員会が、立候補届出時に交付する証紙を貼付しなければ頒布することができません。 |
| (4) 頒布方法 | 選挙運動用ビラは以下の方法でのみ、頒布が認められています。
ア 新聞折り込みによる頒布
イ 選挙事務所内における頒布
ウ 演説会の会場内における頒布
エ 街頭演説の場所における頒布 |
| (5) 事前審査 | 規格等の審査のため、選挙運動用ビラの見本（種類ごとに各1枚）を事前審査の際に選挙管理委員会に提出してください。 |
| (6) 公費負担 | 選挙運動用ビラの作成費用を一定の限度内で、上田市が負担する制度があります。
負担額、手続等については、「第5 選挙運動費用の公営」59頁を参照してください。 |

6 選挙運動用ポスター

- | | |
|-------------|--|
| (1) ポスターの掲示 | 選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場条例により選挙管理委員会が設置したポスター掲示場に、1箇所について1枚を掲示することができます。
その他の場所には、一切、選挙運動用ポスターを掲示することができません。 |
| (2) ポスター掲示場 | ポスター掲示場は、市長選挙及び市議会議員一般選挙について、それぞれ市内に633箇所設置します。
設置場所はグーグルマップで提供します。グーグルマップのQRコードと設置場所の一覧表は、事前審査の際にお渡しします。 |

- (3) 掲 示 期 間 立候補届が受理されてから選挙期日（投票日）までの間、掲示が可能となります。
- (4) 規 格 等 選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42cm、幅40cm以内となります。
- (5) 記 載 内 容 ポスターにはその表面に、候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければなりません。またその表面に、掲示責任者の氏名及び住所、印刷者の氏名（法人は名称）及び住所を記載しなければなりません。
記載内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となります。
- (6) 記載禁止事項 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、商品の広告その他営業宣伝をする等ポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはなりません。
- (7) 掲 示 箇 所 ポスター掲示場には、一辺45cmの正方形の区画が設けてあります。区画の中には、算用数字で、左端上段から下段に向かって順次一連番号が振られています。
掲示場にポスターを掲示する場合には、候補者の立候補届出順位の番号と同一番号の区画に掲示してください。
例えば、立候補の届出順位が3番の候補者は、ポスター掲示場の「3」と表示してある区画に掲示します。
ポスターの掲示は候補者が行いますが、風雨等によって容易にはがれることがないように、両面テープ・糊等でしっかりはってください。
なお、ポスターが汚損した場合等の処置も候補者が行うこととなりますが、投票日当日は新たにポスターをはることはできません。
- (8) 事 前 審 査 規格等の審査のため、選挙運動用ポスターの見本を事前審査の際に選挙管理委員会に提出してください。
- (9) 公 費 負 担 選挙運動用ポスターの作成費用を一定の限度内で、上田市が負担する制度があります。
負担額、手続等については、「第5 選挙運動費用の公営」58頁を参照してください。

7 選挙公報

- (1) 発行 選挙管理委員会は、候補者の氏名、経歴、政見等を記載した選挙公報を1回発行します。
なお、選挙公報は、候補者から提出された掲載文原稿をそのまま印刷します。
- (2) 申請期限 選挙公報掲載文の申請は、立候補届出日の午後5時までとなっております。それ以降の修正及び撤回はできません。

したがって、事前に掲載文の出力校正により、文字の擦れ等の印刷不具合について確認を行い、申請締切後、円滑に印刷作業を開始したいと考えていますので、事前審査の際に、掲載文を提出いただくよう御協力をお願いします。
- (3) 掲載文 ア 掲載文は、選挙管理委員会が交付した原稿用紙（電子データ含む）によって作成してください。
イ 紙媒体の原稿用紙は、本日の封筒に同封してあります。
ウ 電子データによる提出を予定されている候補者は、CD-Rにより電子データのひな型及び作成マニュアルを配布しますので、選挙管理委員会に申し出てください。
エ 原稿用紙は青線で区切られており、その青枠内が印刷される範囲となります。また、写真掲載位置、氏名掲載位置（縦書き）、文章掲載位置が区切られていますので、その枠内に収まるように作成してください。

※青線は印刷されません。
- (4) 申請書類 ア 選挙公報掲載申請書1通〔記載例14〕
イ 選挙公報掲載文
以下の①または②により提出してください。
① 紙原稿1部
② 電子データを記録したCD-R1枚と電子データを原寸で印刷したもの
ウ 候補者の写真
以下の①または②により提出してください。
① 現像写真2葉
ア 選挙期日前3カ月以内に撮影した無帽、正面向きの白黒写真で、大きさは縦4cm、横3cm
イ 1葉は掲載文に貼付し、残りの1葉の裏には党派、氏名を記載してください。
② 電子データ
掲載文を電子データで提出する場合、当該掲載文の該当欄に候補者の画像を配置し提出してください。
※ 候補者の写真画像を配置する際、画像の拡大・縮小率は、80～120%以内としてください。

(5) 原稿記載の留意事項

- ア 活字、ペン、毛筆等を用いて、黒色にて記載又は記録してください。
※ 選挙公報はモノクロ印刷のため、カラー原稿は受け付けできません。黒1色及び黒の濃度調整（灰色、白色）は印刷可能です。
- イ 氏名欄には、候補者の氏名（通称使用時は通称）を縦書きしてください。
- ウ 掲載文は、通常使用する文字、符号、図並びにイラストレーション及びこれらの類をもって記載または記録し、写真を使用することはできません。
- エ 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載または記録する場合は、これらの部分に係る面積の合計は、原稿用紙に記載または記録できる面積のおおむね2分の1を超えてはなりません。
- オ 汚損、折目等は、そのまま印刷されるので注意してください。
- カ 掲載文は、他の用紙に記載又は印刷したものを、原稿用紙にはって作成しても差支えありません。

(6) 電子データ提出
における留意事項
(配布するマニュアルを参照)

- ア 提出する電子データの形式
選挙管理委員会が配布したCD-R内に保存されているAI形式及びPSD形式のデータを使用し、アウトライン化されたPDF/X1a形式にして提出してください。それ以外の形式の場合は、文字化け等により正しく印刷されない事があります。
- イ 提出する方法
選挙管理委員会が交付した未使用のCD-Rに保存し、そのCD-Rが問題なく読み込めることを確認した上で提出してください。なお、電子データのファイル名は英文字を使用し、以下のようにしてください。
「候補者名_立候補する選挙」
例：上田市長選挙に立候補する上田太郎さんの場合
uedatarou_sityousen.pdf
例：上田市議会議員一般選挙に立候補する真田花子さんの場合
sanadahanako_sigisen.pdf
- ウ 掲載文作成ソフト（推奨）等
- ① Adobe IllustratorまたはAdobe PhotoshopCS6～CC2025
 - ② 画像解像度はグレースケール350dpi、モノクロ2階調1,200dpi
※画像配置時の縮小・拡大率は80%～120%以内
- エ その他
電子データのひな型が保存されたCD-R配布時に、作成手引書をお渡ししますので、確認の上作成をお願いします。

(7) 修正及び撤回

一度提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、掲載文を修正しようとするときは新たに作成した掲載文を添えて、選挙公報掲載文撤回（修正）申請書により申請してください。撤回又は修正の期限は、告示日の午後5時です。この期限を過ぎますと、どんな理由があっても撤回及び修正はできません。

(8) 掲載順序

掲載順序は、選挙管理委員会がくじで定めます。

候補者又はその代理人はくじに立ち会うことができますので、くじの開始時刻前までにその旨を申し出てください。

ア 日時 令和8年3月22日（日）午後5時30分

イ 場所 上田市役所南庁舎4階 選挙管理委員会室

(9) 選挙公報の読み上げ対応

選挙管理委員会では、告示日以降に選挙公報を上田市ホームページに掲載するとともに、音声による読み上げを行います。

そのため、掲載文の読み上げ箇所及び順序等について、掲載文の提出時にお聞きしますので、御協力をお願いします。

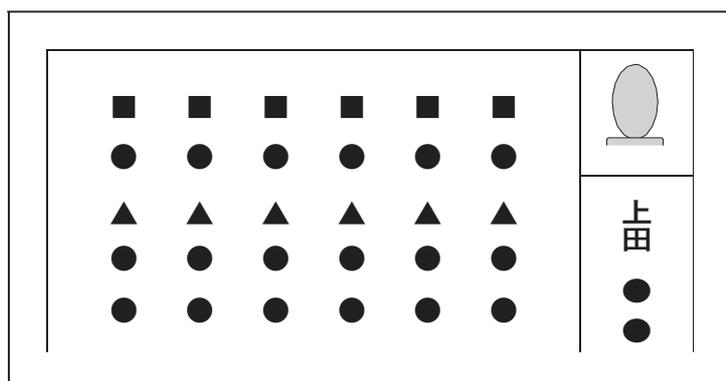
ア 掲載文の文章のみを読み上げますので、読み上げ順序を事前に決めておいてください。

イ イラスト及びこれに類推するものは、読み上げできません。

ウ 複数の読み方がある漢字（日本 [にほん、にっぽん]）は、事前に読み方を決めておいてください。

【選挙公報作成イメージ図】

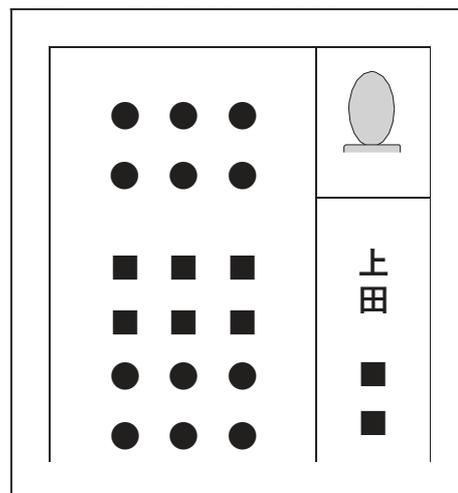
(1) 上田市長選挙公報イメージ



※様式内は青線（点線）で、写真、氏名、本文の3箇所に区切られています。

※青線（点線）の範囲内に記入または記録してください。

(2) 上田市議会議員一般選挙公報イメージ



8 選挙立会人の届出

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 開票事務と
選挙会事務 | 上田市長選挙及び上田市議会議員一般選挙は、開票事務と選挙会事務を合同して行います。 |
| (2) 選挙立会人 | 上田市長選挙の候補者及び上田市議会議員一般選挙の候補者は、選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者1人を定め、選挙長に届け出ることによって、選挙会に立ち合わせることができます。 |
| (3) 選挙立会人の
届出 | 選挙立会人となるべき者の届出書〔記載例15〕に本人の承諾書〔記載例16〕を添えて、3月26日（木）（投票日の3日前）午後5時までに上田市選挙管理委員会に届け出てください。 |
| (4) 選挙立会人の
選定 | <p>ア 届出のあった立会人が各選挙10人を超えないとき
いずれも立会人になりますが、その中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、その者の中からくじで定めた者2人を立会人とします。</p> <p>イ 届出のあった立会人が各選挙10人を超えるとき
届出のあった者の中からくじで10人を定めます。さらに、その中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、その者の中からくじで定めた者2人を立会人とします。</p> <p>ウ 立会人を定めるくじ</p> <p>① 日時 3月26日（木）午後5時30分</p> <p>② 場所 上田市役所南庁舎4階 選挙管理委員会室</p> <p>なお、このくじに立ち会うことができます。</p> |

第4 選挙運動費用に関する手続き

1 選挙運動費用の法定制限額と最高支出額の決定

- | | |
|--------------|--|
| (1) 選挙運動費用 | 公職選挙法では、候補者一人が選挙運動のために使うことのできる費用の最高額（法定制限額）を定め、その範囲内でなければ、選挙運動の費用を支出できないものとしています。
法定制限額を超えて支出すると、出納責任者は処罰され、連座制により、候補者の当選も無効となります。 |
| (2) 法定制限額 | 候補者一人当たりの法定制限額は以下の通りです。
ア 上田市長選挙における法定制限額
告示日の選挙人名簿登録者数×81円（人数割）+310万円
※ 参考：前回選挙時13,523,000円
イ 上田市議会議員一般選挙における法定制限額
$\frac{\text{告示日の選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数}} \times 501\text{円（人数割）} + 220\text{万円}$
※ 参考：前回選挙時4,349,000円 |
| (3) 法定制限額の告示 | 各選挙における法定制限額は、当該選挙における選挙人名簿の選挙時登録を行うことによって決まります。告示日（3月22日（日））に告示するとともに、立候補受付会場にて周知します。 |

2 出納責任者の選任と届出

- | | |
|----------------|--|
| (1) 出納責任者 | 選挙運動を行うには必ず費用がともないます。
この費用は、選挙運動費用として収支報告書に計上しなければならず、これらの職務は出納責任者でなければ行うことができません。
この選挙運動の経費について、全面的な責任と権限を有しているのが出納責任者であり、選挙運動費用の収支報告も自らの名において行っていただきます。
また、出納責任者の届出がなければ選挙運動のための寄附を受けとることや、選挙運動用の支出を行うことができません。
したがって、立候補の届出と同時に、出納責任者を届け出ることが必要となります。 |
| (2) 出納責任者の選任届出 | 出納責任者を選任するのは、候補者又は推薦届出者です。
出納責任者を選任したときは、選任者（自ら出納責任者となった者を含む。）は、出納責任者選任届〔記載例19・20〕によって直ちに選挙管理委員会に届け出なければなりません。
推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、届出書に候補者の出納責任者 |

選任承諾書〔記載例 2 1〕を添付しなければなりません。

さらに、推薦届出者が数人いるときは、推薦届出代表者証明書の添付も必要です。

(3) 最高支出額の
決定

出納責任者の選任者（自ら出納責任者となった者は除く。）は、文書（最高支出額署名書〔記載例 1 7・1 8〕）により、出納責任者の支出できる最高金額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければなりません。

(4) 出納責任者の
職務代行

出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者がその職務を代行します。

なお、この場合には、出納責任者職務代行届を選挙管理委員会に提出しなければなりません。また、職務代行をやめた際にも出納責任者職務代行届で届け出てください。

3 報酬を支給する事務員等の届出

(1) 届 出

候補者は、立候補の届出をした日から選挙期日の前日までの間に、以下の者に報酬を支払うことができますが、あらかじめ届出書（報酬を支給する者の届出）〔記載例 2 2〕に所要の事項を記入して、選挙管理委員会に届け出なければなりません。

なお、届出書に必要事項を記載するときは、「使用する期間」欄に「何月何日から何月何日まで」と具体的に記載します。

また、既に届け出た者につき、その使用する期間中にその者に代えて異なる者を届け出の場合には、届出にかかる者の氏名等を記載した部分の備考欄に「何月何日に届け出た何某と何月何日から交代」と記載してください。

ア 選挙運動のために使用する事務員

選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者で、統括主宰者や出納責任者など、選挙運動の中心的存在である者はもちろん、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

イ 選挙運動用自動車の車上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）

いわゆる「うぐいす嬢」のように、専ら選挙運動用自動車に乗り組んで連呼行為等の選挙運動を行うために雇い入れた者をいいます。

ウ 専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）

選挙運動に従事する者のうち、街頭演説や個人演説会場において、専ら手話通訳を行うために雇い入れた者をいいます。

エ 専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）

専ら選挙運動のために使用する文書図画の頒布若しくは掲示の際に、口述を要約し文書図画に表示するために雇い入れた者をいいます。

※ 「一般の選挙運動員」については、報酬を支払うことはできませんので、注意してください。

(2) 労 務 者

(1)の届出が必要となる者のほかに、選挙運動を行うことなく指示されて行う宛名書き及び発送や、指示された場所へのポスター貼り等の単純な機械的労務を行う労務者についても報酬を支払うことができます。

なお、この労務者に支払う報酬は、基本日額として8時間の労働に対して支給するもので、これを超える場合には、超過勤務手当を支給することができます。

(3) 実費弁償及び報酬の額

支給できる実費弁償及び報酬額は、次頁に掲げる額の範囲内となります。

なお、実費弁償はあくまでも実費として支出がなされたものに対して弁償されるものです。

したがって、700円の食事をした選挙運動に従事する者に対して1,500円（限度額）を実費弁償として支給することはできません。

(4) 選挙事務所での弁当の提供

弁当は飲食物の提供にあたりますが、選挙運動の期間中、選挙運動員、選挙運動事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対し、選挙事務所で食事を提供するため、又は携行するため選挙事務所で弁当を提供することができます。

提供できる弁当の数は、候補者1人あたり15人分（45食）に、告示日から投票日前日の7日間を乗じた315食の範囲内であり、この範囲内であれば、どのように配分しても差し支えありません。

弁当料については、1食1,500円以下で1日4,500円に制限されています。なお、労務者に弁当を提供した場合のみ、労務に対する報酬から弁当料を差し引いて報酬を支払わなければなりませんので、注意してください。

(5) 報酬の支給

候補者1人について、1日につき次の人数を超えない範囲で、(1)で届出をした者に対して報酬を支給することができます。

なお、期間を通じて（ ）内の人員まで、異なる者を届け出て、報酬を支給することができます。

ア 市長選挙 1日の員数12人以内

（期間を通じて異なる者に報酬を支給できる人数60人）

イ 市議会議員一般選挙 1日の員数9人以内

（期間を通じて異なる者に報酬を支給できる人数45人）

支給できる実費弁償及び報酬の範囲

区 分	選挙運動に従事する者				(注3) 選挙運動のために使用する労務者(1人当たり)
	一般の選挙運動員	(注1) 選挙運動のために使用する事務員	(注2) 専ら車上的における選挙運動のために使用する者	専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者	
実費弁償の額	鉄道費	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額			
	車賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について路程に応じた実費額			
	宿泊料	1夜につき23,000円(食料2食分を含む。)			1夜につき20,000円(食料を含みません。)
	弁当料	1食につき1,500円、1日につき4,500円			支給できません
	茶菓料	1日につき1,000円			支給できません
報酬の額	報酬を支給することはできません。	1人1日 15,000円以内	1人1日 20,000円以内	1人1日 20,000円以内	基本日額 10,000円以内 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
備考		候補者1人についての1日当たりの報酬を支給することができる者の人数 1 市長選挙12人以内 2 市議会議員一般選挙9人以内 なお、期間(告示日～投票日前日)を通じて、市長選挙は60人まで、市議会議員一般選挙は45人まで異なる者を届け出て報酬を支給することができます。			基本日額とは日当の意味であり、10,000円というのは、8時間の労働に対して支給するものです。

(注1) 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者をいい、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれません。また、親族等の特別な信頼関係から選挙運動に関する事務に従事するものも含まれません。

(注2) 「専ら車上的における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車内において連呼行為等を行うことを本務として雇用された者をいいます。

(注3) 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙運動を行うことなく、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行われる単純な機械的労務(例えば、ポスター貼り、葉書のあて名書き及び発送、自動車の運転等)で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者をいいます。

4 出納責任者の職務

- | | |
|----------------|--|
| (1) 収支報告書の提出 | <p>出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及び他の収入並びに支出に関する事項を記載した収支報告書〔記載例23・24〕を、選挙終了後に選挙管理委員会に提出しなければなりません。</p> <p>収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し又はその他の支出を証すべき書面の写しを添付することが必要です。</p> <p>なお、領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書〔記載例25〕を添付してください。</p> |
| (2) 収支報告書の提出期限 | <p>ア 告示日前から選挙期日後の間になされた収支については、これを併せて精算して、選挙の期日から15日以内（4月13日午後5時まで）に提出してください。</p> <p>イ アの届出後の収支については、その収入又は支出があった日から7日以内に提出してください。</p> |
| (3) 収支報告書の公表 | <p>選挙管理委員会は提出された収支報告書の要旨を公表します。</p> <p>また、収支報告書は、選挙管理委員会が受理した日から3年間保存され、この間は閲覧に供されます。</p> |
| (4) 帳簿・書類等の保存 | <p>出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を収支報告提出の日から3年間保存してください。</p> |

5 収支報告書の記載と提出

- | | |
|---------------|--|
| (1) 収入の部の記載要領 | <p>ア 収入の部には、選挙運動に関する寄附その他の収入全部となります。</p> <p>また、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。</p> <p>例えば、選挙事務所を無償で提供された場合や、日当の支払をせずに労力奉仕をしてもらった場合、また、物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入又は支出は行われておりませんが、これを時価に見積もった金額を記載しなければなりません。</p> <p>したがって、見積もられた金額を「収入の部」に記載しますが、選挙事務所の無償提供や労力の無償提供を受けたときは、同時に、「支出の部」にもその金額を支払ったこととして記入してください。</p> <p>イ 一件1万円を超えるものについては、各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載します。後者の場合には寄附者数等の件数を備考欄に記載してください。</p> <p>なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各</p> |
|---------------|--|

件ごとに記載して差し支えありません。

ウ 「種別」の欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記してください。その他の収入とは、自己資金、借入金等の寄附金以外の収入をいいます。

エ 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載してください。

オ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

カ 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。

キ 精算届出後の報告書には、前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。

ク 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

(2) 支出の部の 記載要領

ア 支出の部には、選挙運動に関するすべての支出を、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の区分に別け、更に次の10費目ごとに記載してください。

① 人件費

選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対して支払う報酬が考えられます。このほかに実費弁償もありますが、その内容は、交通費、食糧費などとなります。なお、労務者に弁当を提供した場合は、報酬額から弁当代を差し引いた額を計上します。

② 家屋費

(ア) 選挙事務所費

事務所借上料。この中には、事務所自体と机、いす等備品の借上料及び電話の架設費も含まれます。

候補者の自宅を選挙事務所に使用したときは、選挙運動用費用に参入する必要はありませんが、事務所に備品等を購入したり、借り入れた際には費用に入れることとなります。

また、選挙事務所の無償提供を受けた場合は、近隣の家賃等を勘案した時価を寄附と支出の両方に計上してください。

(イ) 集合会場費等

主として個人演説会場の借上料が考えられます。この中にも机等備品の借上料が含まれます。

③ 通信費

事務連絡用電報、電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便

(葉書、封書)等に要する費用となります。

④ 交通費

選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆者及び労務者に対して交通費の実費弁償をした場合に記載する費用となります。

なお、選挙運動用自動車を使用するためにかかった支出(借上料、ガソリン代、運転手の雇用等)は、選挙運動に関する支出とみなされないため、記載の必要はありません。

しかし、選挙運動用自動車に取り付ける看板等などの文書図画にかかった費用は、広告費に計上しなければなりません。

⑤ 印刷費

選挙運動用ポスター、ビラ、葉書の印刷費について計上します。

なお、選挙運動用ポスター及びビラの作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

⑥ 広告費

新聞広告、立札、看板、ちょうちん、たすき及び選挙運動用自動車に取り付ける立札、看板や拡声機等の費用です。

⑦ 文具費

紙、筆記用具、複写機の使用料その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

⑧ 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に出す弁当料及び茶菓料です。

⑨ 宿泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。

⑩ 雑費

その他光熱水費等です。

イ 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、車、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄に時価に見積った金額を記載し、そのつどあわせて合計を記載してください。

この場合には、「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別の行に記載します。

ウ 支出が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

エ 「支出の目的」欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載してください。

オ 支出の内金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。

カ 選挙運動費用に算入されないもの

- ① 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者の行った支出又はその者と意思を通じて行った支出以外のもの
- ② 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じて行った支出以外のもの
- ③ 候補者が乗用する車等のために要した支出
- ④ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑤ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ⑥ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出（借上料、ガソリン代、運転手の雇用料等）。なお、選挙運動用自動車に備え付ける看板作製取付料及びスピーカー借上代は、選挙運動費用に算入されます。

(3) 収支報告書の提出

「4 出納責任者の職務」49頁

(4) 提出部数

1部

第5 選挙運動費用の公営

1 選挙公営制度とは

選挙公営制度は、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用された制度で、候補者が行う特定の選挙運動に係る経費について、公費で負担するとしたものです。

各候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」、「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で上田市が各契約業者等に費用を支払うものとなります。

なお、選挙公営制度を利用できるのは、契約業者等と適正に契約を締結し、選挙管理委員会に同制度に伴う申請を行った候補者で、供託物没収点以上の得票を得た候補者となります。

【供託物没収点】

市長選挙	…	有効投票総数 × 1 / 10	※前回選挙	6, 608 票
市議会議員選挙	…	有効投票総数 ÷ 28 × 1 / 10	※前回選挙	217 票

2 選挙公営の種類

上田市長選挙及び上田市議会議員一般選挙における選挙公営については、以下のとおりです。

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約の種類によって、以下の2種類に分かれます。

ア ハイヤー契約方式（一般乗用旅客自動車運送業者との契約）

自動車、燃料及び運転手を一括して契約する方式となり、一日当たりの使用料について、限度額の範囲で公費負担を行います。

イ 個別契約方式（ハイヤー契約方式以外）

自動車の借上げ、燃料の供給及び運転手の雇用を個別に契約する方式となり、自動車の借入料、燃料代、運転手の雇用費用について、限度額の範囲で公費負担を行います。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

1枚当たりの作成費について、限度額の範囲で確認枚数（最高633枚）まで公費負担を行います。

(3) 選挙運動用ビラの作成

1枚当たりの作成費について、限度額の範囲で確認枚数（市長選挙は最高16,000枚、市議会議員選挙は最高4,000枚）まで公費負担を行います。

(4) 選挙運動用通常葉書の郵送料

市長選挙は8,000枚、市議会議員選挙では2,000枚までの郵送料について、公費負担を行います。 ※「2 選挙運動概要」28頁を御確認ください。

(5) 演説会での公的施設の使用料

候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り、公営施設の使用料について、公費負担を行います。

※「2 選挙運動概要」26頁を御確認ください。

3 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担

(1) 公費負担の手続

選挙運動用自動車の使用に関する費用は、当該候補者に係る供託物が上田市に帰属することとならない場合に限り、条例で定められた限度の範囲内で、上田市が各契約事業者等に直接支払います。

(一定限度額を超える経費は、候補者の自己負担となります。)

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔記載例 2 6〕を上田市選挙管理委員会に提出してください。

選挙運動用自動車の使用の契約には、次の場合がありますから候補者において選択してください

① ハイヤー契約方式（一般乗用旅客自動車運送業者との契約）

ハイヤー、タクシー等の自動車、燃料及び運転手を一括して借り切る契約の方式

② 個別契約方式（①以外の契約）

自動車の借上げ、燃料の供給及び運転手の雇用を個別に契約する方式

なお、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う場合に限り、対象となります。

いずれも契約ごとに届出をしてください。

イ 当該契約に関する書面の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しである必要はありません。

契約の内容（契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等）及び候補者の申込みの意思と業者等の承諾の意思とが書面上に明らかにされていれば有効です。

契約書の書式に定めはありませんので、任意の書式で作成してください。契約の見本として請書〔記載例 2 7・2 8・2 9〕を添付しますので、参考にしてください。

ウ ハイヤー等の借上げ、又は自動車の借上、燃料の供給、運転手の雇用が終了したときは、候補者は有償契約を締結した事業者等に選挙運動用自動車使用証明書を提出してください。

選挙運動用自動車使用証明書は、契約内容に応じて**自動車（その 1〔記載例 3 0〕）**、**燃料（その 2〔記載例 3 1〕）**、**運転手（その 3〔記載例 3 2〕）**の 3 種類あります。

ハイヤー方式の場合には**自動車（その 1〔記載例 3 0〕）**のみを使用します。

(2) 公費負担の限度額

ア ハイヤー契約方式

1日当たり使用料（64,500円限度）×使用日数（7日間限度）

最高額451,500円

※ 同一の日において一般運送契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限ります。

※ 無投票の場合は、1 日（告示日）分が公費負担の対象になります。

イ 個別契約方式

以下の場合の契約相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、支払いの対象となりません。（その親族が当該契約に係る業務を自己の業としている場合を除く）

限度額は、次の①②③により算出された金額となります。

① 自動車の借入れ（レンタル方式）

$\frac{1日あたり使用料（16,100円限度） \times 使用日数（7日間限度）}{}$ 最高112,700円

※ 同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限ります。

② 燃料の供給

$\frac{購入金額7,700円 \times 7日間}{}$ 最高53,900円

※ この場合は、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金のみが対象となりますから、選挙運動用自動車燃料代確認申請書〔記載例33〕を上田市選挙管理委員会に提出してください。確認後選挙運動用自動車燃料代確認書を交付しますので、この確認書を直ちに燃料供給業者に提出してください。

③ 運転手の雇用

$\frac{1日当たりの報酬額（12,500円限度） \times 雇用日数（7日間限度）}{}$ 最高87,500円

※ 同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限ります。

④ 個別契約方式による限度額

合計254,100円

※ 無投票の場合には、自動車、運転手については1日（告示日）分が、燃料については当該契約に基づき供給された燃料の代金（7,700円限度）が公費負担の対象になります。

(3) 公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である事業者等から提出された請求書に基づき、市がそれぞれの事業者等に直接支払います。

事業者等は、請求書（選挙運動用自動車の使用・上田市長あて）〔記載例34・35〕に選挙運動用自動車使用証明書（燃料供給業者にあっては当該証明書のほかに選挙運動用自動車燃料代確認書）を添えて、上田市選挙管理委員会に提出してください。

4 選挙運動用ポスターの作成費の公費負担

(1) 公費負担の手続

選挙運動用ポスターの作成費は、当該候補者に係る供託物が上田市に帰属することとならない場合に限り、条例で定められた限度の範囲内で、上田市が各ポスター作成業者等に直接支払います。

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙運動用ポスター作成契約届出書〔**記載例 3 6**〕を上田市選挙管理委員会に提出してください。

イ 当該契約に関する書面の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しである必要はありません。契約の内容（契約数量、契約単価、契約金額等）及び候補者の申込みの意思と事業者の承諾の意思とが書面上に明らかにされていれば有効です。契約書の書式に定めはありませんので、任意の書式で作成してください。

なお、契約書の見本（**請書〔記載例 3 7〕**）を添付しましたので、参考にしてください。

ウ 候補者はポスターの作成が終了したときには、選挙運動用ポスター作成証明書〔**記載例 3 8**〕を、有償契約の締結をしたポスター作成業者に提出してください。

(2) 公費負担の限度額

公費負担の限度額は、候補者 1 人について、次の算式で得られた選挙運動用ポスターの 1 枚あたりの作成単価に上田市選挙管理委員会が確認した当該選挙用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額です。

単価 6 1 0 円／枚 × 確認された作成枚数 6 3 3 枚限度 最高額 3 8 6, 1 3 0 円

(3) 作成枚数の確認

上田市選挙管理委員会の確認を受けるには、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書〔**記載例 3 9**〕を提出してください。

確認後、選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付しますから、この確認書を直ちにポスター作成業者に提出してください。なお、ポスター作成業者が複数の場合には、事業者ごとに別々に提出してください。

(4) 公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である事業者等から提出された請求書に基づき、市がそれぞれの事業者等に直接支払います。

事業者等は、請求書（選挙運動用ポスター作成・上田市長あて）〔**記載例 4 0, 4 1**〕に選挙運動用ポスター作成証明書〔**記載例 3 8**〕及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添えて、上田市選挙管理委員会に提出してください。

5 選挙運動用ビラの作成費の公費負担

(1) 公費負担の手続

選挙運動用ビラの作成費は、当該候補者に係る供託物が上田市に帰属することとならない場合に限り、条例で定められた限度の範囲内で、上田市が各ビラ作成業者等に直接支払います。

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙運動用ビラ作成契約届出書〔記載例4 2〕を上田市選挙管理委員会に提出してください。

イ 当該契約に関する書面の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しである必要はありません。契約の内容（契約数量、契約単価、契約金額等）及び候補者の申込みの意思と業者の承諾の意思とが書面上に明らかにされていれば有効です。契約書の書式に定めはありませんので、任意の書面で作成してください。

なお、契約書の見本（請書〔記載例4 3〕）を添付しましたので、参考にしてください。

ウ 候補者はビラの作成が終了したときには、選挙運動用ビラ作成証明書〔記載例4 4〕を有償契約の締結をしたビラ作成業者に提出してください。

(2) 公費負担の限度額

公費負担の限度額は、候補者1人について、次の算式で得られた選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価に上田市選挙管理委員会が確認した当該選挙用ビラの作成枚数を乗じて得た金額です。

ア 上田市長選挙

単価 8 円 3 8 銭 / 枚 × 確認された作成枚数 1 6, 0 0 0 枚限度 最高額 1 3 4, 0 8 0 円

イ 上田市議会議員一般選挙

単価 8 円 3 8 銭 / 枚 × 確認された作成枚数 4, 0 0 0 枚限度 最高額 3 3, 5 2 0 円

(3) 作成枚数の確認

上田市選挙管理委員会の確認を受けるには、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書〔記載例4 5〕を提出してください。

確認後、選挙運動用ビラ作成枚数確認書を交付しますから、この確認書を直ちにビラ作成業者に提出してください。なお、ビラの作成業者が複数の場合には、作成業者ごとに別々に提出してください。

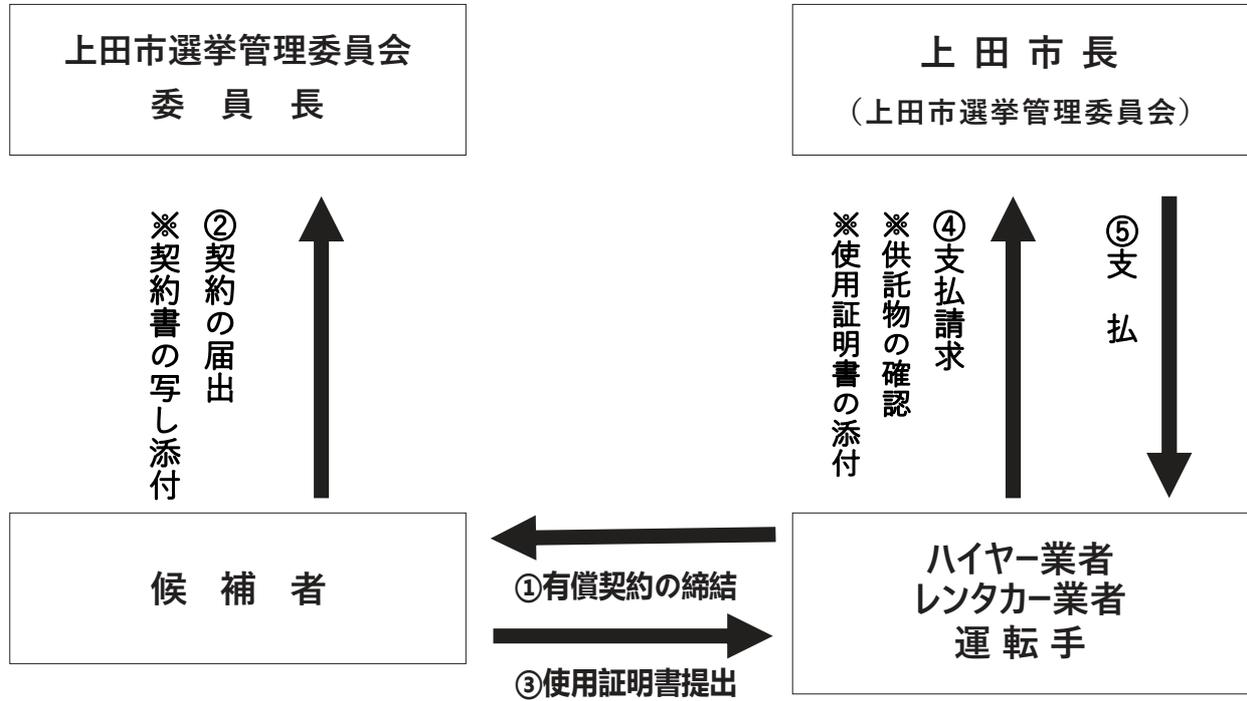
(4) 公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である事業者等から提出された請求書に基づき、事業者等に直接支払います。

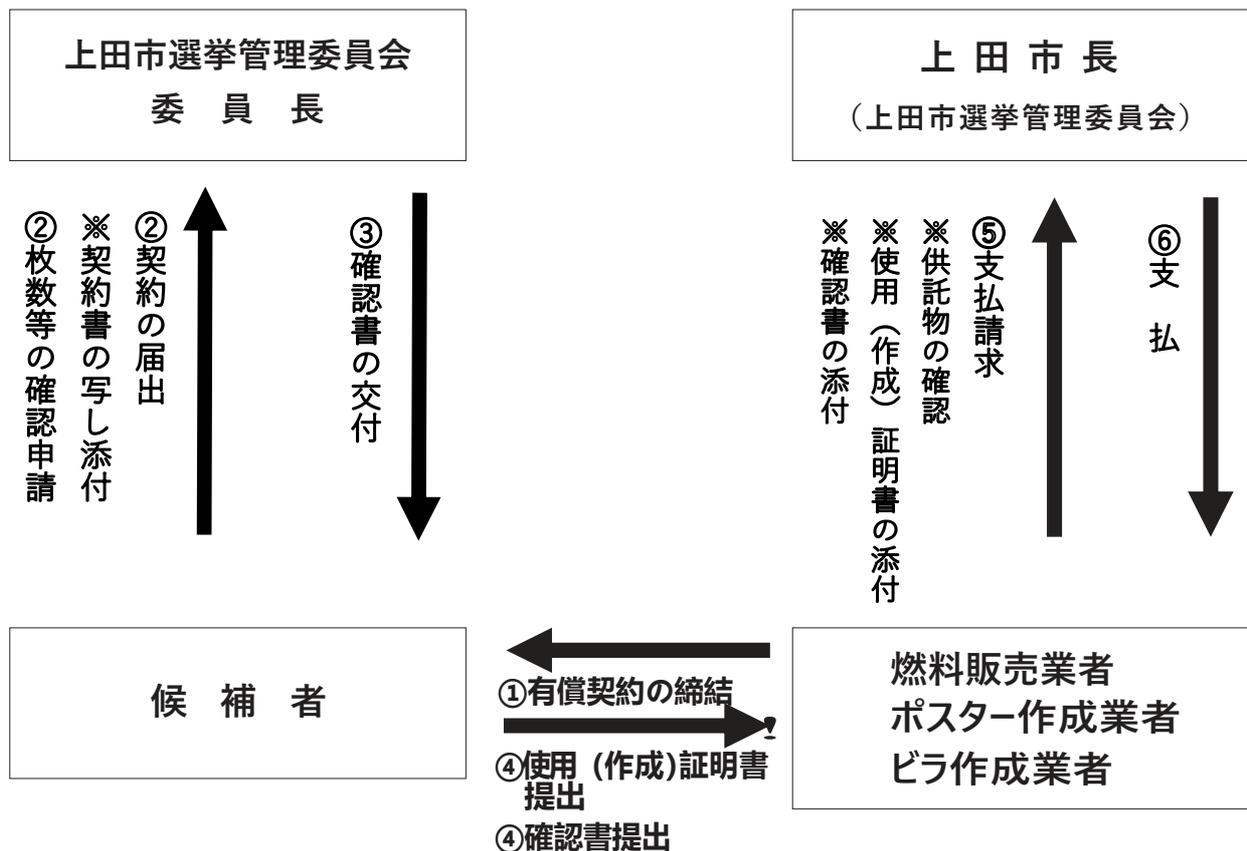
事業者等は、請求書（選挙運動用ビラ作成・上田市長あて）〔記載例4 6, 4 7〕に選挙運動用ビラ作成証明書〔記載例4 4〕及び選挙運動用ビラ作成枚数確認書を添えて、上田市選挙管理委員会に提出してください。

選挙運動用自動車・選挙運動用ポスター・選挙運動用ビラにおける
公費負担手続図解

1 選挙運動用自動車（自動車・運転手）



2 選挙運動用自動車（燃料）・選挙運動用ポスター・選挙運動用ビラ



第6 記 載 例

- ・ 両選挙における各種書類の記載箇所及び留意事項は共通であるため、本記載例の様式は、市議会議員選挙における様式にて例示しています。
- ・ 記載例は、署名押印による例となります。
なお、この場合、書類の訂正があった際には、代理者であっても書類に押印した印鑑により対応することができますので、事前審査の際には、当該印鑑を忘れずにお持ちください。

(記載例) 目 次

1 候補者届出書（本人届出）	6 5
2 候補者届出書（推薦届出）	6 6
3 宣誓書	6 7
4 候補者推薦届出承諾書	6 8
5 選挙人名簿登録証明申請書	6 9
6 通称認定申請書	7 0
7 供託書（本人届出）	7 1
8 供託書（推薦届出）	7 2
9 供託金払渡請求書	7 3
10 選挙事務所設置（異動）届（候補者設置）	7 4
11 選挙事務所設置（異動）届（推薦者設置）	7 5
12 選挙事務所設置（異動）承諾書	7 6
13 個人演説会開催申出書	7 7
14 選挙公報掲載申請書	7 8
15 選挙立会人となるべき者の届出書	7 9
16 選挙立会人となるべき者の承諾書	7 9
17 最高支出額署名書（候補者が選任）	8 0
18 最高支出額署名書（推薦者が選任）	8 1
19 出納責任者選任届出（候補者が選任）	8 2
20 出納責任者選任届出（推薦者が選任）	8 3
21 出納責任者選任承諾書（推薦者が選任）	8 4
22 届出書	8 5
23 選挙運動費用収支報告書（収入）	8 6
24 選挙運動費用収支報告書（支出）	8 8
25 領収書等を徴しがたい事情があった支出の明細書	9 1
26 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	9 2
27 請書（自動車の借入れ）	9 3
28 請書（燃料代）	9 4
29 請書（運転手）	9 5
30 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	9 6

3 1 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	-----	9 7
3 2 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	-----	9 8
3 3 選挙運動用自動車燃料代確認申請書	-----	9 9
3 4 請求書（選挙運動用自動車の使用）	-----	1 0 0
3 5 請求内訳書（自動車の借入れ、燃料代、運転手）	-----	1 0 1
3 6 選挙運動用ポスター作成契約届出書	-----	1 0 4
3 7 請書（選挙運動用ポスターの作成）	-----	1 0 5
3 8 選挙運動用ポスター作成証明書	-----	1 0 6
3 9 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	-----	1 0 7
4 0 請求書（選挙運動用ポスターの作成）	-----	1 0 8
4 1 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	-----	1 0 9
4 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書	-----	1 1 0
4 3 請書（選挙運動用ビラの作成）	-----	1 1 1
4 4 選挙運動用ビラ作成証明書	-----	1 1 2
4 5 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	-----	1 1 3
4 6 請求書（選挙運動用ビラの作成）	-----	1 1 4
4 7 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	-----	1 1 5

〔記載例1〕

(公選施行規則
第10号様式)

原則、戸籍の漢字
(澤→沢、齊→斉、榮→栄等はOK)

都道府県名から
記入

上田市議会議員一般選挙候補者届出書 (本人届出)

ふりがな 候補者	うえだ たろう 上田太郎		性別	男
本籍	長野県上田市甲町123番地		番地等は横棒で略さない	
住所	長野県上田市甲町一丁目1番1号			
生年月日	昭和28年6月1日 (満72歳)		年齢は選挙期日の 令和8年3月29日現在の 満年齢を記入する。	
党派	無所属	職業	農業	
一のウェブサイト等のアドレス	https://www.city.ueda.nagano.jp			
選挙	令和8年3月29日執行		上田市議会議員一般選挙	
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名				
添付書類	① 供託証明書 ② 宣誓書	③ 所属党派(政治団体)証明書 ④ 戸籍の謄本又は抄本 (戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書)		

上記のとおり関係書

添付した書類の番号に○
(①②④は必須)

をします。

令和8年3月22日

氏名 上田太郎 (由)

上田市議会議員一般選挙

(届出先)

選挙長 滝沢正美

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

〔記載例 2〕

公選施行規則

都道府県名から
記入

原則、戸籍の漢字
(澤→沢、齊→斉、榮→栄等はOK)

市議会議員一般選挙候補者届出書 (推薦届出)

ふりがな 候補者	うえだ たろう 上田 太郎	性別	男
本籍	長野県上田市甲町123番地	番地等は横棒で略さない	
住所	長野県上田市甲町一丁目1番1号		
生年月日	昭和28年6月1日 (満72歳)	年齢は選挙期日の 令和8年3月29日現在の 満年齢を記入する。	
党派	無所属	職業	長 業
一のウェブサイト等のアドレス	https://www.city.ueda.nagano.jp		
選挙	令和8年3月29日執行	上田市議会議員一般選挙	
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類	① 候補者の承諾書 ② 選挙人名簿登録証明書 ③ 供託証明書	④ 宣誓書 ⑤ 所属党派(政治団体)証明書 ⑥ 戸籍の謄本又は抄本 (戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書)	

上記のとおり推薦届出をします。

令和8年3月22日

添付した書類の番号に○
(①②③④⑥は必須)

推薦届出者	住所	長野県上田市 甲町二丁目2番2号
	氏名	長野 次郎 (長野)
		昭和15年1月1日生
推薦届出者	住所	長野県上田市
	氏名	
		年 月 日生
推薦届出者	住所	長野県上田市
	氏名	
		年 月 日生
推薦届出者	住所	長野県上田市
	氏名	
		年 月 日生

上田市議会議員一般選挙
(届出先)

選挙長 滝沢 正美

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

〔公選施行規則
第19号様式の3〕

宣 誓 書

私は、令和8年3月**29**日執行の上田市議会議員一般選挙の期日において公職選挙法第9条第2項に規定する住所に関する要件を満たす者であることと見込まれること及び同法第86条の8(被選挙権のない者等の立候補の禁止)第1項、第87条(重複立候補等の禁止)第1項、第251条の2(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止)又は第251条の3(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止)の規定により同選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和8年3月**22**日

住所 **長野県上田市 甲町一丁目1番1号**

氏名 **上 田 太 郎**



〔記載例4〕

公選施行規則
第16号様式の12

候補者推薦届出承諾書

令和8年3月 **29** 日執行の上田市議会議員一般選挙における候補者となることを承諾します。

令和8年3月 **22** 日

住所 **長野県上田市 甲町一丁目1番1号**

候補者

氏名 **上 田 太 郎**



推薦届出者

長 野 次 郎 様

選挙人名簿登録証明申請書

住所 上田市 甲町二丁目2番2号

氏名 長 野 次 郎

上記の者が本市 甲町二丁目2番2号 において
令和 8年 3 月 9 日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明してください。

使用目的 令和8年3月 29 日執行の上田市議会議員一般選挙において候補者
推薦届に添付のため。

令和8年 3 月 9 日

申請者 住 所 上田市甲町二丁目2番2号

氏 名 長 野 次 郎 

上田市選挙管理委員会

(申請先)

委員長 滝沢 正美

〔記載例6〕

公選施行規則
第19号様式の5

通称認定申請書

ふりがな うえ だ た ろう
候補者 **上 田 太 郎**

ふりがな うえ だ
呼 称 **上 田 たろう**

令和8年3月**29**日執行の上田市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和8年3月**22**日

住所 **上田市甲町一丁目1番1号**
候補者
氏名 **上 田 太 郎** (上田)

上田市議会議員一般選挙
(申請先) 選挙長 **滝沢 正美**

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

供託金払渡請求書 (取戻し 供託原因消滅)

供託金払渡請求書(第25号書式)

請求年月日	令和8年4月22日	受付番号	第 号	年 月 日	
供託所の表示	長野地方法務局上田支局	整理番号	第 号	認可 	
請求者の住所氏名印	<p>長野県上田市甲町一丁目1番1号</p> <p>上田太郎 </p> <p>代理人による請求のときは、代理人の住所氏名をも記載し、代理人が押印すること。</p>	払渡請求事由及び還付取戻の別	還付	1 供託受諾 2 担保権実行 3	
			取戻	1 供託不受諾 2 供託原因消滅 3	
		隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨	1 隔地払	3 預貯金振込	振込先 ○○ 銀行 上田 支店
			銀行 店	預貯金の種別	 普通・当座・通知・別段
	受取人	預貯金口座番号	7777777		
		2 国庫金振替	預貯金口座名義人(かな書き)	うえだたろう	
供託番号	元本金額	利息を付す期間		利息金額	
R7年度金第000号	300,000円	年 月 日 から 月	円	備考 Tel 0268-00-0000	
年度金第 号		年 月 日 から 月			
年度金第 号		年 月 日 から 月	元 件		
年度金第 号		年 月 日 から 月	利		
元本合計額	百 十 万 千 百 十 円	計			
	¥ 3 0 0 0 0 0	上記金額を受領しました。			

(注) 「元本合計額」の冒頭に¥記号を記入し、又は押印すること。

年 月 日

受取人氏名



(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名印)

〔記載例10〕

選挙取扱規程
様式第82号

候補者が設置した場合

選挙事務所設置~~（異動）~~届

令和8年3月22日

上田市選挙管理委員会
(届出先)
委員長 滝沢 正美

候補者氏名 上田 太郎 (上田)
(推薦届出者)

令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙における選挙事務所を下記のとおり設置~~（異動）~~しました。

1 選挙事務所所在地	上田市 甲町一丁目2番3号	投票所との距離を把握するため、正確に記載
建物の名称	上田ビル 1階	
電話番号	23 局 5438 番	
2 旧選挙事務所所在地	※	
3 設置（異動）年月日	令和8年3月22日	
4 候補者氏名	上田 太郎	

(備考)

- 1 推薦届出者が設置（異動）した場合は、選挙事務所設置（異動）承諾書（様式第84号）を添付すること。
- 2 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書（様式第85号）を添付すること。
- 3 ※印欄は、異動のときだけ記入すること。
- 4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

選挙取扱規程
様式第82号

推薦届出者が設置した場合

選挙事務所設置~~(異動)~~届

令和8年3月22日

上田市選挙管理委員会

(届出先)

委員長 滝沢 正美

~~候補者氏名~~ 長野 次郎

長野

(推薦届出者)

令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙における選挙事務所を下記のとおり設置~~(異動)~~しました。

1 選挙事務所所在地	上田市 甲町一丁目2番3号	投票所との距離を把握するため、正確に記載
建物の名称	上田ビル 1階	
電話番号	23 局 5438 番	
2 旧選挙事務所所在地	※	
3 設置(異動)年月日	令和8年3月22日	
4 候補者氏名	上田太郎	

(備考)

- 1 推薦届出者が設置(異動)した場合は、選挙事務所設置(異動)承諾書(様式第84号)を添付すること。
- 2 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書(様式第85号)を添付すること。
- 3 ※印欄は、異動のときだけ記入すること。
- 4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

〔記載例12〕

選挙取扱規程
様式第84号

選挙事務所設置~~(異動)~~承諾書

令和8年3月22日

推薦届出代表者

長野次郎様

候補者 上田太郎



令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙における選挙事務所を下記のとおり設置~~(異動)~~することを承諾します。

1 選挙事務所所在地	上田市 甲町一丁目2番3号
2 旧選挙事務所所在地	※上田市

(備考)

※印欄は、異動のときだけ記入すること。

公営施設で個人演説会を開催する
場合のみ提出

〔記載例 13〕

個人演説会開催申出書

令和8年3月22日

上田市選挙管理委員会
(申出先) 委員長 滝沢 正美

申請は3月22日から可能。
届出開催日の2日前までに申請

住所 上田市甲町一丁目1番1号
候補者 (電話 22 - 4100)
氏名 上 田 太 郎



令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙につき、下記のとおり個人演説会を開催したいから申し出ます。

開催日時	3月 25日 午後6時00分から 午後8時00分まで
使用する施設の名称	上田市 ○ ○ 公民館
当該選挙において、既にこの施設を使用した日時	・ ・

(備考)

候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

〔記載例14〕

公報規程
様式第1号

(第2条関係)

選挙公報掲載申請書

令和8年3月22日

上田市選挙管理委員会

(申請先)

委員長 滝沢 正美

候補者

氏名 上 田 太 郎

上田

令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙の選挙公報に別紙の掲載文を掲載してください。

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 掲 載 文 | 1部 |
| 2 | 写 真 | 2葉 |
| 3 | 連絡場所等 | |

掲載文の電子データ申請の場合、現像写真は不要

上田市

上田市甲町一丁目2番3号

上田ビル 上田太郎選挙事務所

電話番号

23-5438

(備考)

候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

〔公選施行規則
第14号様式〕

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所 上田市 甲町三丁目3番5号

氏 名 上 田 花 子

電 話 0268(11)2222

昭和21 年 1 月 1 日生

選 挙 令和8年3月29日執行 上田市議会議員一般選挙

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和8年3月23日

上田市議会議員一般選挙候補者

(党派 無所属) 氏名 上 田 太 郎 (上田)

(届出先) 上田市議会議員一般選挙

選挙長 滝沢 正美

(公選施行規則)
第15号様式

承 諾 書

令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和8年3月23日

住 所 上田市 甲町三丁目3番5号

氏 名 上 田 花 子 (上田)

候補者 上 田 太 郎 様

〔記載例17〕

選挙取扱規程
様式第123号

候補者が選任した場合

最高支出額署名書

令和8年3月22日

選任者
(署名) 上田太郎 (上田)

出納責任者
(署名) 長野花子 (長野)

令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙における候補者

上田太郎 の出納責任者が支出することのできる最高金額は、下記のとおりとする。

記

金 ○,○○○,○○○ 円

事前審査時は記入不要
(立候補届出の際に、会場に掲示された金額以下を記入する)

推薦届出者が選任した場合

最高支出額署名書

令和8年3月22日

選任者
(署名) 長野次郎 (長野)

出納責任者
(署名) 長野花子 (長野)

令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙における候補者

上田太郎 の出納責任者が支出することのできる最高金額は、下記のとおりとする。

記

金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円

事前審査時は記入不要
(立候補届出の際に、会場に掲示された金額以下を記入する)

〔記載例19〕

選挙取扱規程
様式第124号

候補者が選任した場合

出納責任者選任届

令和8年3月22日

上田市選挙管理委員会
(届出先) 委員長 滝沢 正美

住 所 上田市 甲町一丁目1番1号

氏 名 上 田 太 郎

上田

令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙の出納責任者を下記のとおり選任しました。

記

- 候補者氏名 上 田 太 郎
- 出納責任者
(1)氏 名 長 野 花 子
(2)住 所 上 田 市 甲 町 三 丁 目 3 番 3 号
(3)職 業 農 業
(4)生年月日 昭 和 19 年 1 月 1 日
- 選任年月日 令 和 8 年 3 月 22 日

- (備考) 1 推薦届出者が選任する場合は、候補者の出納責任者選任承諾書(様式第125号)を添付すること。
2 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書(様式第85号)を添付すること。
3 出納責任者を異動した場合は、直ちにその旨届け出ること。
4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

選挙取扱規程
様式第124号

推薦届出者が選任した場合

出納責任者選任届

令和8年3月22日

(届出先) 上田市選挙管理委員会
委員長 滝沢 正美

住 所 上田市 甲町二丁目2番2号
氏 名 長 野 次 郎

長野

令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙の出納責任者を下記のとおり選任しました。

記

- 1 候補者氏名 上 田 太 郎
- 2 出納責任者
(1)氏 名 長 野 花 子
(2)住 所 上 田 市 甲 町 三 丁 目 3 番 3 号
(3)職 業 農 業
(4)生年月日 昭 和 19 年 1 月 1 日
- 3 選任年月日 令和8年3月 22 日

- (備考) 1 推薦届出者が選任する場合は、候補者の出納責任者選任承諾書(様式第125号)を添付すること。
- 2 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書(様式第85号)を添付すること。
- 3 出納責任者を異動した場合は、直ちにその旨届け出ること。
- 4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

〔記載例21〕

選挙取扱規程
様式第125号

推薦届出者が選任した場合

出納責任者選任承諾書

令和8年3月22日

推薦届出者

長 野 次 郎 様

上田市議会議員一般選挙

候補者 上 田 太 郎



令和8年3月29日執行の上田市議会議員一般選挙において

長 野 花 子

を出納責任者として選任することを承諾します。

公選施行規則
第32号様式の2

届 出 書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和8年3月22日

上田市議会議員一般選挙候補者

上 田 太 郎

上田

上田市選挙
(届出先)

委

ここに記載されるのは
・事務員 ・車上運動員
・手話通訳者 ・要約筆記者

期間は最高で
3月22日から3月28日まで

氏 名	住 所	年 齢	性 別	使用する者の別	使用する期間	備 考
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	21	女	事務員	令和8年3月22日 令和8年3月28日	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	23	女	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	30	女	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	32	女	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	35	男	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	48	男	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	53	女	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	55	男	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	42	女	車 上 運 動 員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	23	女	車 上 運 動 員	〃	

市長選挙は60人まで
市議会議員一般選挙は45人まで

- 備考 1 「使用する者の別」欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出の場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 3 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

〔公選施行規則〕
第31号様式
収入の部(丙)

月 日	金額又は見積額	種別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
		円					
計	寄 附	680 000					
	その他の 収入	1,800 000					
	計	2,480 000					
前回計	寄 附						
	その他の 収入						
	計						
総 額	寄 附	680 000					
	その他の 収入	1,800 000					
	総 計	2,480 000					

「支出のうち公費負担相当額」
欄を参照

参 考	選挙運動用ポスター作成公費負担額	335,490円	@ 530×	633枚
	選挙運動用ビラ作成公費負担額	33,520円	@8.38×	4,000枚

〔記載例24〕

公選施行規則
第31号様式

支出の部(甲)

月日	金額又は見積額	区分	支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
人件費	円							
3月〇日	30,000	選挙運動	事務員報酬	A市D町1番地	B山L二	会社員		1日 15,000円×2日
〃月〇日	100,000	〃	車上運動員報酬	〃F町7番地	E野O子	学生		1日 20,000円×5日
〃月〇日	50,000	〃	労務者報酬	〃D町5番地	P山P造	無職		1日 10,000円×5日
〃月〇日	10,000	〃	〃	〃C町6番地	甲山乙次	会社員	1日 10,000円	
小 計	190,000							
家屋費 選挙事務所費								
3月〇日	30,000	立候補準備	事務所借上料	A市B町50番地	乙山丙夫	会社員		光熱水費含め 1日 15,000円×2日
〃月〇日	8,000	〃	備品借上料	〃E町5番地	乙川次郎	会社社長	机4、椅子20、 1日 4,000円×2日	
〃月〇日	32,000	〃	備品借上料	〃E町5番地	乙川次郎	会社社長	机4、椅子20、 1日 4,000円×8日	
〃月〇日	144,000	選挙運動	事務所借上料	〃C町1番地	K野男	商業		1日 18,000円×8日
小 計	214,000							
家屋費 (集会会場費)								
3月〇日	3,000	選挙運動	演説会場借上料	A市C町2番地	M野C一	C町青年会長		C町青年会館
小 計	3,000							
通信費								
3月〇日	3,520	立候補準備	電話度数料	A市B町50番地	乙山丙夫	会社員		2日分
〃月〇日	21,000	選挙運動	電話度数料	〃C町1番地	K野A男	商業		6日分
小 計	24,520							
交通費								
3月〇日	2,380	選挙運動	労務者車賃	A市D町5番地	P山P造			C町～D町間 実費弁償
小 計	2,380							
印刷費								
3月〇日	371,000	立候補準備	ポスター印刷代	H市P町10番地	紅葉印刷所			1枚 530円× 700枚
〃月〇日	40,000	立候補準備	ビラ印刷代	u市〇〇番地	日本印刷所			1枚 10円× 4,000枚
〃月〇日	165,400	選挙運動	葉書印刷代	A市T町4番地	O・F印刷所			1枚 80円×2,000枚 写真版5,400円
小 計	576,400							
広告費								
3月〇日	38,000	立候補準備	事務所用看板代	A市E町43番地	S野看板店			
〃月〇日	126,000	選挙運動	拡声機借上料	〃E町123番地	J川四郎	電気器具商	1日 18,000円×7日	1回 45,000円×2回
〃月〇日	90,000	〃	新聞広告料	〃R町5番地	AT新聞社			
小 計	254,000							

公選施行規則
第31号様式

支出の部(乙)

月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
		円						
計	立候補準備のための支出	547,640						
	選挙運動のための支出	783,050						
	計	1,330,690						
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出	547,640						
	選挙運動のための支出	783,050						
	総計	1,330,690						
支出のうち公費負担相当額	項目	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)				
	選挙運動用通常葉書の作成	円	枚	円				
	ビラの作成	8.38円	4,000枚	33,520円				
	ポスターの作成	530円	633枚	335,490円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	枚	円				
	選挙運動用自動車等の看板の類の作成			円				
	個人演説会の立札及びの作成			円				
	計			369,010円				

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和8年4月〇日

出納責任者 住所 上田市甲町三丁目3番3号
氏名 長野花子 (長野)

備考

- 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 収入の部においては、債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(ビラ若しくはポスターの作成に係るものをいう。以下同じ)を記載するものとする。

〔記載例26〕

公営規程
様式第1号
その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和8年3月22日

上田市選挙管理委員会
(届出先)
委員長 滝沢 正美

令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙
候補者氏名 **上 田 太 郎**

上田

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	備考
令和8年 月 日			

選挙期間の前後に借入れている場合も、記載できるのは3月22日から3月28日までの間の契約期間、金額

2 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8年 3月7日	日本自動車(株) 上田市〇〇1丁目1番1号 日本一郎	令和8年3月22日 から 令和8年3月28日	119,000円	1日 17,000円
運転手の雇用	令和8年 3月7日	日本次男 上田市〇〇1番地	令和8年3月22日 から 令和8年3月28日	77,000円	1日 11,000円
燃料代	令和8年 3月7日	日本油売(株) 上田市〇〇2丁目2番2号 日本梅子	長野55あ1111	90,000円	1日 180円

自動車登録番号を記載する。

備考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

収入
印紙

請 書

令和8年3月6日

上 田 太 郎 様

住 所 上田市〇〇1丁目1番1号
 氏名又は名称 日本自動車(株) 
 代表者の氏名 日 本 一 郎 
 (法人の場合)

下記の契約を相違なく履行します。

記

- 1 契約の目的となる給付の内容
選挙運動用自動車賃貸借

車 種	数 量	摘 要
小型乗用車	1台	登録番号 長野55あ1111

- 2 契約期間 令和8年3月22日から令和8年3月28日まで(7日)
- 3 契約金額 金 119,000 円 (うち消費税額 10,818 円)

契約開始が3月22日より前、または契約終了が3月28日より後の場合は、3の契約金額の下に、次の例により、追記する。
 例)借入期間 3月20日から3月26日 1日当たり 17,000円
 計 119,000円

〔記載例28〕

収
入
印
紙

請 書

令和8年3月6日

上 田 太 郎 様

住 所 上田市〇〇2丁目2番2号
氏名又は名称 日本油売株
代表者の氏名 日本梅子
(法人の場合)

日本

日本

下記の契約を相違なく履行します。

記

- 1 契約の目的となる給付の内容
選挙運動用自動車燃料の供給

品 名	単 価	数 量	摘要(供給車両登録番号)
無鉛ガソリン	1ℓ当り 180 円	500 ℓ	長野55あ1111

- 2 契約期間 令和8年3月22日から令和8年3月28日まで(7日)
3 供給場所 原則としてスタンド渡しとする。
4 契約金額 金 90,000 円 (うち消費税額 8,181 円)

収
入
印
紙

請 書

令和8年3月6日

上 田 太 郎 様

住 所 上田市〇〇1番地
氏名又は名称 日 本 次 男
代表者の氏名
(法人の場合)

日本

下記の契約を相違なく履行します。

記

- 1 契約の目的となる給付の内容
選挙運動用自動車運転業務
- 2 契約期間 令和8年3月22日から令和8年3月28日まで(7日)
- 3 契約金額 金 77,000 円

〔記載例30〕

公営規程
様式第4号
その1

(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年3月30日

令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 **上田太郎**

上田

記

ハイヤー方式契約

個別方式契約

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業 者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等	氏名又は名称	日本自動車株	
	住所	上田市〇〇1丁目1番1号	
	代表者の氏名 (法人の場合)	日本一郎	
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用車 長野55あ1111	令和8年3月22日	17,000円	1日 17,000円
〃	令和8年3月23日	17,000円	
〃	令和8年3月24日	17,000円	
〃	令和8年3月25日	17,000円	
〃	令和8年3月26日	17,000円	
〃	令和8年3月27日	17,000円	
〃	令和8年3月28日	17,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が上田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、上田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1) 以外の場合	16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、上田市に支払を請求することができません。

公営規程
様式第4号
その2 (第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和8年3月30日

令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎



記

燃料供給業者	氏名又は名称	日本油売(株)		
	住 所	上田市〇〇2丁目2番2号		
	代表者の氏名 (法人の場合)	日 本 梅 子		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和8年3月22日	長野55あ1111	20ℓ	3,600円	1ℓ 180円
令和8年3月23日	長野55あ1111	30ℓ	5,400円	
令和8年3月24日	長野55あ1111	20ℓ	3,600円	
令和8年3月25日	長野55あ1111	20ℓ	3,600円	
令和8年3月26日	長野55あ1111	20ℓ	3,600円	
令和8年3月27日	長野55あ1111	20ℓ	3,600円	
令和8年3月28日	長野55あ1111	30ℓ	5,400円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が上田市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、上田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

〔記載例32〕

公営規程
様式第4号
その3

(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和8年3月30日

令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上田太郎



記

運転手	住所	上田市〇〇I番地	
	氏名	日本次男	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和8年3月22日	11,000円	各日とも 1台	
令和8年3月23日	11,000円		
令和8年3月24日	11,000円		
令和8年3月25日	11,000円		
令和8年3月26日	11,000円		
令和8年3月27日	11,000円		
令和8年3月28日	11,000円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が上田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、上田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、上田市に支払の請求をすることはできません。

公営規程
様式第2号
その1

(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和8年3月22日

(申請先) 上田市選挙管理委員会

委員長 滝沢 正美

令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名

上 田 太 郎

日本

下記の自動車燃料代につき、上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和8年3月6日

2 契約の相手方

(1) 氏名又は名称 日本油売株

(2) 住 所 上田市〇〇2丁目2番2号

(3) 代表者の氏名(法人の場合) 日本梅子

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

長野55あ1111

4 確認申請金額 53,900 円

限度額は、53,900円となる。

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0 円	0 円
今回の購入金額(b)	90,000 円	53,900 円
燃料代計(a)+(b)	90,000 円	53,900 円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から上田市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数は、無投票となった場合は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日まで、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数です。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

〔記載例34〕

公営規程
様式第6号
その1

(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

令和8年3月31日

(請求先) 上田市長

氏名又は名称 日本自動車(株)

日本

住 所 上田市〇〇1丁目1番1号

代表者の氏名(法人の場合) 日本一郎

日本

上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 112,700 円

2 内 訳

基準限度額の範囲内

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 上 田 太 郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇 〇	本・支店名	〇 〇
金融機関コード	〇 〇	支店コード	〇 〇
預金種別	〇 〇	口座番号	〇 〇
ふりがな	にほんじどうしゃ かぶ		
口座名	日本自動車(株)		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、上田市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

〔 公営規程
様式第6号
その1 〕
(別紙)その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年3月22日	17,000 円×1台= 17,000 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
令和8年3月23日	17,000 円×1台= 17,000 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
令和8年3月24日	17,000 円×1台= 17,000 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
令和8年3月25日	17,000 円×1台= 17,000 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
令和8年3月26日	17,000 円×1台= 17,000 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
令和8年3月27日	17,000 円×1台= 17,000 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
令和8年3月28日	17,000 円×1台= 17,000 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
計			112,700 円	

備考「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年3月22日	長野55あ1111	180円×20ℓ= 3,600円	/	/	
令和8年3月23日	長野55あ1111	180円×30ℓ= 5,400円			
令和8年3月24日	長野55あ1111	180円×20ℓ= 3,600円			
令和8年3月25日	長野55あ1111	180円×20ℓ= 3,600円			
令和8年3月26日	長野55あ1111	180円×20ℓ= 3,600円			
令和8年3月27日	長野55あ1111	180円×20ℓ= 3,600円			
令和8年3月28日	長野55あ1111	180円×30ℓ= 5,400円			
計		28,800円			

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬(ア)	基準限度額(イ)	請 求 金 額	備 考
令和8年3月22日	11,000 円	12,500円	11,000 円	
令和8年3月23日	11,000 円	12,500円	11,000 円	
令和8年3月24日	11,000 円	12,500円	11,000 円	
令和8年3月25日	11,000 円	12,500円	11,000 円	
令和8年3月26日	11,000 円	12,500円	11,000 円	
令和8年3月27日	11,000 円	12,500円	11,000 円	
令和8年3月28日	11,000 円	12,500円	11,000 円	
計			77,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。

〔記載例36〕

公営規程
様式第1号
その2

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和8年3月22日

(届出先) 上田市選挙管理委員会
委員長 滝沢 正美

令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙
候補者氏名 上田 太郎



下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 3月6日	紅葉印刷所(株) H市P町10番地 日本紅子	700 枚	371,000 円	1枚 530円

備考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

収
入
印
紙

請 書

令和8年3月6日

上 田 太 郎 様

住 所 紅葉印刷所(株)
氏名又は名称 H市P町10番地
代表者の氏名 日 本 紅 子
(法人の場合)



下記の契約を相違なく履行します。

記

1 契約の目的となる給付の内容

選挙運動用ポスター作成業務

作成枚数 700枚

仕様 4色カラー刷 42cm×40cm

2 契約金額 金 371,000 円 (うち消費税額 33,727 円)

3 納 期 令和 8 年 3 月 19 日

〔記載例38〕

公営規程
様式第5号

(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和8年3月30日

令和8年3月29日 執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名

上田太郎



記

ポ ス タ ー 作 成 業 者	氏名又は名称	紅葉印刷所(株)
	住 所	H市P町10番地
	代表者の氏名 (法人の場合)	日 本 紅 子
作 成 枚 数	700 枚	
作 成 金 額	371,000 円	
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	633	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が上田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、上田市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

区 分	金 額	備考
ポスター掲示場数が500以下の場合	$\frac{88,000\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$	1円未満の端数は1円とする。
ポスター掲示場数が500を超える場合	$\frac{381,440\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$	

単価×確認された作成枚数＝限度額

〔 公営規程
様式第2号
その2 〕 (第3条関係)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和8年3月22日

(申請先) 上田市選挙管理委員会
委員長 滝沢 正美

令和8年3月29日 執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上田 太郎 (日本)

下記のポスター作成枚数につき、上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年3月6日
- 2 契約の相手方
 - (1) 氏名又は名称 紅葉印刷所(株)
 - (2) 住 所 H市P町10番地
 - (3) 代表者の氏名(法人の場合) 日本紅子
- 3 確認申請枚数 633 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	700 枚	633 枚
枚 数 計(a)+(b)	700 枚	633 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から上田市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

〔記載例40〕

〔 公営規程
様式第6号
その2 〕

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

令和8年3月31日

(請求先)上田市長

氏名又は名称 **紅葉印刷所(株)** 
住 所 **H市P町10番地**
代表者の氏名(法人の場合) **日本紅子** 

上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 **335,490** 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 **上田太郎**
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	○ ○	本・支店名	○ ○
金融機関コード	○ ○	支店コード	○ ○
預金種別	○ ○	口座番号	○ ○
ふりがな	こうよういんさつじょ かぶ		
口座名	紅葉印刷所(株)		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、上田市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
箇所 633	円 530	枚 700	円 371,000	円 610	枚 633	円 386,130	円 530	枚 633	円 335,490	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ないほうの額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ないほうの枚数を記載してください。

〔記載例42〕

公営規程
様式第1号

(第2条関係)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和8年3月22日

(届出先) 上田市選挙管理委員会
委員長 滝沢 正美

令和8年3月29日 執行上田市議会議員一般選挙
候補者氏名 上田 太郎



下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに 法人にあってはその代 表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	1枚当たり 単価	
令和8年 3月6日	日本印刷所(株) U市〇〇番地 日本桜子	4,000枚	40,000円	10円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 届け出る選挙運動用ビラは、2種類以内です。
- 3 選挙運動用ビラが2種類ある場合には、2種類とも提出してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

収
入
印
紙

請 書

令和8年3月6日

上 田 太 郎 様

住 所 **U市〇〇番地**
氏名又は名称 **日本印刷所(株)**
代表者の氏名 **日 本 桜 子**
(法人の場合)

日本

日本

下記の契約を相違なく履行します。

記

1 契約の目的となる給付の内容

選挙運動用ビラ作成業務

作成枚数 **4,000** 枚

仕様 **4色カラー刷 A版(29.7cm×21cm)**

2 契約金額 金 **40,000** 円 (うち消費税額 **3,636** 円)

3 納 期 令和 **8** 年 **3** 月 **19** 日

〔記載例44〕

公営規程
様式第4号

(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和8年3月30日

令和8年3月29日 執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎

日本

記

契約業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称	日本印刷所(株)
	住 所	U市〇〇番地
	代表者の氏名(法人の場合)	日 本 桜 子
作 成 枚 数		4,000 枚
作 成 金 額		40,000 円
備 考		

備考

- この証明書は作成の実績に基づいて、契約業者ごとに別々に作成し、候補者から契約業者に提出してください。
- 契約業者が上田市に支払を請求するときは、選挙運動用ビラ作成枚数確認書とともに当該証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者が供託物を没収された場合には、契約業者は、上田市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数 4,000枚
 - 限 度 額 8円38銭(単価)×当該作成枚数=限度額

〔 公営規程
様式第2号 〕 (第3条関係)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和8年3月22日

上田市選挙管理委員会
(申請先) 委員長 滝沢 正美

令和8年3月29日 執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎

上田

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します、

記

- 1 契約年月日 令和8年3月6日
- 2 契約の相手方
 - (1) 氏名又は名称 日本印刷所(株)
 - (2) 住 所 U市〇〇番地
 - (3) 代表者の氏名(法人の場合) 日 本 桜 子
- 3 確認枚数 4,000 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	4,000 枚	4,000 枚
枚 数 計 (a) + (b)	4,000 枚	4,000 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、契約業者ごとに別々に候補者から上田市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の契約業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

〔記載例46〕

公営規程
様式第5号

(第6条関係)

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

令和8年3月31日

(請求先)上田市長

氏名又は名称

日本印刷所(株)

日本

住 所

U市〇〇番地

代表者の氏名

日 本 桜 子

日本

(法人の場合)

上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 **33,520** 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年3月29日執行上田市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 **上 田 太 郎**
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇 〇	本・支店名	〇 〇
金融機関コード	〇 〇	支店コード	〇 〇
預金種別	〇 〇	口座番号	〇 〇
ふりがな	にほんいんさつじよ かぶ		
口座名	日本印刷所(株)		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、契約業者は、上田市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金 額 C(A×B)	単価 D	枚数 E	金 額 F(D×E)	単価 G	枚数 H	金 額 I(G×H)
円	円	円	円	枚	円	円	枚	円
10	4,000	40,000	8.38	4,000	33,520	8.38	4,000	33,520

備考

- 1 E欄には、ビラ作成枚数確認書によ
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください

市長選挙の場合は16,000枚まで
市議会議員一般選挙の場合は4,000枚まで